

第二十四回 参議院地方行政委員会會議録第三十六号

昭和三十一年五月二十二日(火曜日)午前十時三十四分開会

委員の異動

五月二十二日委員近藤信一君辭任につき、その補欠として永岡光治君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 松岡 平市君

理事 伊能 芳雄君
宮澤 喜一君
森下 政一君
小林 武治君

委員

井村 徳二君
大谷 實雄君
川村 松助君
佐野 廣君
堀 末治君
横川 信夫君
小笠原三男君
加瀬 完君
中田 吉雄君
永岡 光治君
松澤 兼人君
野田 俊作君

國務大臣

太田 正孝君

政府委員

自治政務次官 早川 崇君
自治庁次長 鈴木 俊一君
自治庁行政部長 小林興三君
事務局長 福永孝一郎君

常任委員 会専門員

本日の會議に付した案件

○地方自治法の一部を改正する法律案 (内閣提出、衆議院送付)

○地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(松岡平市君) これより會議を開きます。

昨日に引き続き地方自治法の一部を改正する法律案、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理に関する法律案、以上二案を便宜一括して議題に供し、質疑を行います。

質疑のおありの方は順次御発言を願います。

○松澤兼人君 長官にお伺いいたします。

今度の改正では普通地方団体といふものを非常に明快に二つに分けて、都道府県と市町村といふものに分けて、そして片方は地方団体の基本的なものと、そして片方は包括的かつ広域的なものといふふうに分けられたといふことは、非常にすっきりしているのではありませんか、しかしまだそれで根本的な問題が解決されたかと思ふのは思ふないのです。

で、今後地方制度特に地方団体の性格あるいは権限、職能といふものが、どういふふうになつていかなければならぬかといふ見通しなり、あるいは構想なりといふものを持つておいでになりますか、今後の改革の見通しについて。

○國務大臣(太田正孝君) お言葉のよう

に、今回市町村と広域の自治体である府県との一応ワクをきめたのですが、もちろん残つてゐる問題がたくさんございまして、あるいは都制の問題あるいは道州制の問題あるいはその他今後の検討によつて解決しなければならぬ問題がたくさんあると思ひます。

今回の制度は、昨日森下委員が言われた通り、はっきりしない点があるのでございまして、一応のめどをきめまして、ワクを定めたような次第でございまして、都制につきましてもほとんど昔とは性格が變つて参りまして、あるいは経済団体の連合会とか選挙の関係とかいふ以外には、ほとんど問題ありませんけれども、ただし再編成する場合のことも考えたいと思ひます。道州制につきましても問題が大きござい

ますし、また他の一面におきまして特別市を廢するといふようなことをいたしましたことが、これも問題を先に送つたようなことでもございまして、地方自治体全般にわたつての問題として、かような点まで及ぶたい、こゝろを考へ方

でございまして、もちろん地方制度調査会の答申等を待ちまして考えをまとめていきたい、かように考へておる次第でございまして。

○委員長(松岡平市君) 委員の異動が

ありましたから御報告申し上げます。委員近藤信一君は辭任せられ新たに永岡光治君が委員に選任されました。

○松澤兼人君 大体私ども聞いているところによりますと、地方制度調査会

の答申を基本としてゐるということであ

りますが、まだ未解決の問題が地方制度調査会の方から答申されておらない。そこで現在改正法案の中で取り上げられてゐるものが暫定的というか、あるいは第一次的といふものか、つまり根本的な大改革といふものが将来くる、そういう見通しのもとにおける暫定的な改革とも考えられるし、そうして大改革に至る一つの道程として今回の改革がなされたものである。で、暫定的であると考えられる場合は、将来の大改革がある場合には、今回の改革といふものもまた變動を受けるかも知れない。そのときにはそのときまた考え直して改革をするのだ。それからまあ道程的な考え方ならば、大改革は大改革として、今回の改革はそれに至る一つの手段といふか過程であつて、この改革は将来変らないものである。

しかし未解決の問題は将来大改革をするといふことで、この二つの考え方、相当大きな開きがあると考へます。まあ長官が改正を御提案になりましたその意図はいずれにあるかといふことで

す。

○國務大臣(太田正孝君) 今の松澤委員の言葉を借りて申しますれば、暫定的といふより、部分的と申し上げた方がいゝかと思ひます。つまりこれをきめておいて、あとで變えていくといふ意味よりも、基礎になる自治体の市町村なり、府県なりをきめていつて、さらにその上に広い場合のワクをきめていこうといふ意味においては、部分的といふていいかと思ひます。しかしあ

とに広い道州制とか、いろいろな問題

がきまるときに、全然變えないかといふことになりまして、それは一部の固定じやございせんが、一応は一部のきめていく。一応といふとまた暫定的に聞えますが、考え方は一部のといふほどの考え方が今回の案の出たところ

でございまして。暫定的といつて、ちよつとおくといふ意味ではございせん。広域な地方行政と、狭い地方行政との区分といふもの及びこれの裏になつておりますあるいは合併といふ問題も、みな一部のだんだん積み上げていく、いわば下の方の問題をきめた、か

ように申し上げたいと思ひます。

○松澤兼人君 それでは下の方はなるべく将来動かさないといふ基本的な態度で部分的な改革をしたのだ、しかし大きな改革といふもの、全体的な改革といふものは、近い将来に提案されるというお考えらしいのであります。しかし私は一挙に大改革をする方がいゝか、あるいは部分的な改革を積み上げていく方がいゝかといふその利害得失の問題は、私自身としてはつきりとした考へはないわけですが、ただ

しかし改革をやる場合には、それが部分的な改革であつても、あるいはまた道程的な改革であつても、やはりこれを動かさないで、それを含んだものが行われるといふことが基本的な態度でなければならぬと思ひます。さ

もなければ、今回の改正といふものは非常に不安定なものであるし、そして政府の考え方が全体として那邊にある

のかといふことを知るこののできない地方は、今回の改正といふものがいつまでのものかといふことを非常に危惧いたしました。これに対する信頼といふか、あるいはこの方針で極力地方行政を運営していくといふ、そういう気力といふものに欠けてくるだろうと思ふ。そこで長官がおっしゃっていただきたいことは、やはりこの改革といふものは、全体の一つの道程であつて、そして将来の改革の一部分をなすものである。この点は将来よほどのことがなければ再び改正するといふ考えはないのだといふことでなければ、やつぱり地方は困るのじゃないかと、こう思ふのですか。

○國務大臣(本田正孝) 松澤委員に申し上げますが、お話の通りの考え方を持つております。ただ私が申し上げるまでもなく、明治年間来ずっと続いてきた自治体の姿をながめて、終戦後の現状をながめるといふと、ずいぶん経済の発展、交通あるいは文化、全面にわたつて非常に変化がきておるのでございます。いろいろな環境の合併問題などがその切実なる問題として起つておるので、結局広い区域にわたる国とのつながりの地方行政といふものを考えなきゃならぬ段階にきておりますが、今回のものは暫定的でなく、ただいまのお話のように、これでやつていくのだ、そしてその上の大ワケの問題は、今後検討中である、かように御了承願ひたいと思ひます。趣意として松澤委員のおっしゃつたのと同じ考え方でございます。

○松澤兼人君 そこで問題になりますことは、やはりこういう部分的な改革といふものが行われた。それで都道府

県に対しては、市町村と違つて性格といふものを与えた。これはいろいろ議論はありますが、まあ違つた性格を与えたといふことはいいことだと思ふのです。そうでなければ、都道府県とそれから市町村との間に同じ普通地方公共団体としてのが違ふんだという問題は、これまで始終起つてきた問題ですが、ここで性格が違つたといふことで、二つのものの取扱ひといふものが違つてきたわけでありました。しかしそういう都道府県の全然新しい性格づけといふものができまして、ここで問題になりますことは、やはり府県制といふものを将来どうするかということが、ある見通しを持つていなければ、府県に新しい性格といふものを付与いたしました。あるいは規定いたしました。結局それは暫定的であつて、またこの府県の性格といふものが變つてくるのじゃないかといふことを非常に心配するわけなのです。将来府県制といふものが非常に大きな改革があつても、なお今回の府県の性格づけといふものが變更しないでも済むであらうかどうか。

○國務大臣(本田正孝) 今回の自治体を広域な府県と市町村とに分けたのは、いわば行政の性質上の建前を分けたのでございまして、将来道州制とかいろいろなることになりまして、量としての範囲が非常に変つて参るといふことが予想されます。けれども質といたしましては、市町村といふもの、府県といふものがあるいは道といふものとの関連は、この線に沿つていくべきものだ、かように考へて、この案を出しているわけでありまして。

○松澤兼人君 しかしもし将来府県制を大改革をやる、あるいはまたは道州制の問題を考へるといふ場合には、自然普通地方公共団体と考へられるものとは別個の性格なりあるいは権限なりといふものを持つてやうなものが生まれ出るかもしれない。おそらく道州制といふものはそういうものじゃないかと思ふのですが、ただ現在の府県を統合して大きくしたといふだけではなくて、違つた一つの性格なり、権限を持つ大きなブロック的な行政機構を作るといふことが道州制のねらいじゃないかと、こう思ふのです。そうなつてくれば、自然に府県といふものの性格といふものは變つてきますし、そのときにはもう府県がなくなつてしまふかもしれない、そういう根本的な改革にたえられようか。現在の改革であるかどうか。そのときにはそのときとしてまた現在の規定づけといふものを變えるといふことであれば、これはまた別でありまして、その点はいかがですか。

○國務大臣(本田正孝) 申し上げますが、その点はいかがですか。今度の府県の性質も違ふのでございまして、何といたしまして、憲法にいわゆる自治の本旨に従つてやつていくといふ線には変りございせんので、非常な権能を持たしめて、そして上下の別を明らかにするやうな考え方をございせん。太い線としてはどこまでも自治といふ考え方のもとに上と下といふよりも互いに協力してやつていくといふ考え方が筋にならないかならぬと思ひますけれども、ただいまのお言葉の点は、今回

すでにやつております地方制度調査会の答申ともあわせまして、御意見のほどを参照して参りたいと思ひます。

○松澤兼人君 これは長官の個人的な見解でいいのですけれども、府県制と道州制の問題について、長官としてはどういふお考えをお持ちでございませうか。これはもちろん衆知を集めて、地方制度調査会の答申を待つて、自治庁としては態度をきめなければならぬと思ふけれども、國務大臣としてこの問題に對してどういふふうにお考えでございませうか。あるいは個人としてでもよろしいのですか。

○國務大臣(本田正孝) もちろん私未熟で、まだ研究が足りませんが、個人としての考え方から申しますと、昔の藩がだんだん県になつてきた経過を、今日非常に経済、交通、文化が横に広がつてきて、何かこう汽車で通ると同じやうに、さらに飛行機で行く場合には一そりでございまして、境といふものが、現在の府県といふものの境が、私は非常に不自然なやうな感じを起つております。従つて一定の単位の區画ができていく方がいゝのじゃないか。現実におきまして、たとえば、例に引いて悪いかも知れませんが、政治運動などが、四国、九州あるいは中国、北陸などというやうな區別をいたしますが、あれも一つの便宜の政治行動から出たのじゃないかと見ておりますが、さらに税務關係におきまして、財務局といふものの區別がある。それから郵政關係においても區別がある。あるいは自然のそれぞれ目的のもとにあつた區別ができていくことを考へますと、現在の行政区

画としての各府県といふものの不便な点は、あれは直してやるのじゃないかと思ひます。私はそういう大まかなねらいのもとに、将来の行政区画といふものを設けようと思ひます。これはまあ非常に私の未熟な考えでございまして、持つておるのでございまして。

○松澤兼人君 行政官庁別にブロック的な機構が置れてある。そこでこれは上からの施策を下に浸透させる、あるいは下の要望を上へ反映させるということ、それはまあそれでいいんだけれども、ただその道州制といふものを考へる場合には、大臣としてはその下に現在の府県制といふものをそのまま存置するか、あるいはこれを廢止しちやつて道州制といふものにかへるかといふことが、これが基本的な問題だと思ふのですが、それについてはいかがですか。

○國務大臣(本田正孝) その点についてはまだ踏み切りができるほど勉強が足りませんからあしからず。

○松澤兼人君 そう謙遜されると……、それじゃ私の意見としましては、道州制といふことになれば、どうしても今おっしゃるやうな、たとえば郵政局とか財務局とか、あるいは国税局とか、あるいは地検とかいふものを総合したところの一つの役所になる、そういう役所になれば、自然にわゆる決議機關といふものはないだろう、そこで大きな府県なりそれからいわゆる道州制の知事といふものが出てくるんじゃないか、従つて、そういう道州機構の長官といふものは、そういうものはもちろん官選である。で、府県制の場合にはまあ政府は官選しようとする考へを持つていらつしやるかどうか。

しかし、まあこれを地方公共団体とすれば、やはり公選ということを守つていかなければならない。そういうところには私は非常に大きな別があると思う。ただ府県制というものを現在のままで置いておいて、その上にブロック行政機構というものを作れば、そうすれば、府県は現状維持、知事の公選だと決議機関だとかいうものは存置される。けれども、もし道州制という形で府県を廃止してしまえば、全く官僚支配ということになるでしょうし、私はこの問題、非常に重要な問題だと思ふ。もちろん、現在の段階として、道州制を実施すべしという答申は、おそらく地方制度調査会から出てくるようなことはなからうと思ひます。将来もやはりこの問題については研究しなければならぬと思ひますが、そこで問題を變えてお尋ねしたいことは、市町村——あるいは町村合併ということとは盛んに行われました。次の段階としては、これは府県の統合問題が出てくるのじゃないかということを考える人もある。これは何と申しまして貧弱県などに対しては平衡交付金であるとか、あるいは交付税交付金であるとか、結局、持てる府県のものを取り上げて、これを持たないものに均等させるといふ均衡的な措置が講ぜられなければならないが、これは一つにはやはり府県の規模というものが非常に小さくて、府県としての行政運営の資格がない。もちろん産業上の立地的な条件というところもあるでしょう。非常に小さい貧弱な県にありましては、幾ら積み上げてみたところで、やはり行政というものは非常に困難である。そうすれば、そういう持てるところのもの

をいつまでもいつまでも地方にやるよりは、むしろこれを府県として成り立つていくような規模の府県を新しくこしらへたらどうか、統合したらどうかという考え方が生まれてくるし、そういう主張をしている人がある。この府県の統合という問題については、自治庁として、あるいは将来どういふ形にしていこうとお考えでございませうか。しばらくこれも全体の大改革に見合つて取り上げたいというお考えでございませうか。

○國務大臣(木田正孝君) 後段の、あとに申されました案でいきなり一つもりでございます。なかなか経済単位だけで考えましても、文化の点などもちろんございませうが、広げるにもなかなかむずかしい状況にあるのじゃないかと思ひますが、御趣意の、今後段に述べられたような方向で行きたいと思つております。

○松澤兼人君 府県制の問題は、まだいろいろあると思ひますけれども、もう一つ變つた問題は、特市の条項削除、あるいは特市というものを抹消してしまつた。特別市制度……。この問題が今回提案されているわけですが、これはおそらく地方制度調査会としては懸案で、今すぐにこれを廃止するといふような考え方がなかつたらうと思ふのですけれども、この点いかがですか。

○國務大臣(木田正孝君) 一応の解決として、さしあたりやつたらどうかといふのが地方制度調査会の答申でございしました。事務配分によつて一応やつたらどうかと、削つてしまふかどうかといふ点については触れておりませんでした。

○松澤兼人君 特別市制の条項というものはそのまま存置しておいて、これはまあ急速に実現するということは困難だから、都道府県の持つてゐる権限の一部分というものを再配分、事務の移譲という形で実現を作つていったらどうかと、こういうことであつたと思ふのです。今回、地方制度調査会の答申を尊重するとおっしゃつて出されたこの改正法案ですね。これに答申になつた特別市制を削除したということがわからないのです。これはどうなんですか。

○國務大臣(木田正孝君) 問題は一応事務配分によつて特別市の問題の片がついたのでもございませうが、申し上げるまでもなく、特別市をどこへやるかといふことは、別にまた法律で定めなきゃならぬ、すつと引き續いてこの状況におつていろいろな御意見、御主張等が鋭い姿においで国会にも現われ、世間にも出ているような次第でござい

ます。先ほど申し上げました府県制度の根本的改革という線につなげていく方がしかるべきじゃないか、答申案にはお示しのようにきつぱりしたことはございませんでしたが、今回はそういう意味におきまして、これを削除した次第でございませう。

○森下政一君 松澤君の質疑に関連して、私からもお尋ねをしたいのです。二十八年度の地方制度調査会の答申は、私は当時調査会の委員であつたのでよく承知いたしておるのですが、大都市制度というもののについて、大都市といふものは中小都市とはおのずから全く異なつた特質を持つてゐるものである、従つて大都市制度といふものは、何とか特殊の考慮を必要とするものだといふことは、もう支配的な空気で

あつたのです。そこで大都市に關する限りは、おっしゃる通りに、さしあつて事務及び財源の配分によつて大都市行政というものの運営の合理化をはからなければならぬということが答申に現われて参つたわけなんです。そこでそれを取り入れられて、今度十六項目の事務を大体全面的に指定市に移譲しようということが法案の中に現われてきたのだと思ふのです。ところが、これも私はきのう太田長官に申し上げたのですが、どうも現内閣はいろいろな陳情に動かされやすい。そこで、念をもつてやつていくことが少い。はなはだ遺憾だといふことを申したの

は、たまたま十六項目ぐらゐの事務を移譲しよう、そうして答申にいたしたやうといふことのかわりに、指定市所在府県の猛烈なる陳情によつて、それに動かされて、特別市といふものを眼からしてしまふ、こういうことになつたのだと私は思ふのです。それで私の非常におそれることは、一体自治庁の当局は、特別市の要求といふものは何か、何が一体特別市の要求の中心をなしているのだ、この十六項目ほどの事務をかりに全部が全部これを移譲したら、それでも特別市の要求といふものは、要請といふものは、満たされてゐるのかといふと、そんなものじゃないと私は思ふのです。長年、明治年代から大都市が特別市といふものを要求して、それこそそのときそのときの政府に向つて猛運動を展開してきた、といふのは一体どういふ要請に基くのだといふと、こんな事務を移譲するといふぐらゐのことじゃないの

です。もっと大きなものを持つてゐるわけなんです。ところが十六項目を移譲すれば、もうそれで特別市を眼からしておいていい、これでも特別市の要求は満たされたのだといふやうな誤った觀念を植えつける心配がある。そんなものじゃないのだ、だから特別市といふものは何も今すぐ法律を残しておいてもその通り実施できるわけのものではないと私は思ふので、制度として、こういうことも考えられていいので、置いておいても一向差しつかえないじゃないか。もつともそういう必要があれば必要なきは一時期らせておいて、また必要があれば起してき

たらいいのじゃないかといふやうなことが言えるかもしれないけれども、私はどうも十六項目を移譲すればもうそれで目的が達成したのだといふやうな考え方がおありになるとすれば、これはとんでもないことだと思ふのです。いかがですか。

○國務大臣(木田正孝君) 私はむろん十六項目があればいいといふものだと思つておりません。特別な性格、ことに行政力としても財政力としても非常に大きな力を持つてゐる五大都市等は、別な地方自治体における資格と申しますか、性質と申しますか、持つておるべきものでございませうから、これ

で全部片づけたとは思ひません。そういう問題も全部この制度調査会の意向にもそうあるように思ひますが、大都市行政運営の合理化をはかるものとするといふ意味におきまして、問題はそちらの方で一つ根本的に考へていただきたい、特別な状況であると私は見ております。決して十六だけで片づくといふ意味にはとりません。ただ当面といふことを、先ほど答申案にあると

申し上げましたが、当面のためにやっ
たにすぎない。御趣意の点、私も全く
同じでございます。

○藤下政一君 ただいまの御答弁で自
治庁長官は大都市の要請である特別市
という制度は、これはやはり考えなけ
ればならぬ、十六項目を移譲したか
ら、もうそれで特別市なんというもの
は必要ないのだという考え方はしてお
らぬとおっしゃる、これはきわめて明
瞭になりました。そこで私が重ねてこ
こでお尋ねしておきたいのは、十六項
目を大移譲することになっておるけ
れども、おそらく自治庁は原則として
十六項目は全部移譲しようというおつ
もりだろうと思ふのです。法律に現わ
れておるところでは「全部又は一部で
政令で定めるもの」を、政令で定めると
ころにより、処理し又は管理し及び執
行することができるとあることになっ
てゐる。「全部又は一部」ということ
になつてゐる。私はきのうから、ど
うも現内閣は陳情によつて動かされる
ということをお願いするといふことを言
うのは、法律ではこうなつておるか
ら、全部もしくは一部だから、また指
定市所在の府県が、こんなものは移譲
したくないというような猛運動をやつ
てくる。法律はできても、その運動に
左右される。初めはなるべく原則とし
ては全部移譲したいといふつもりで
あつたけれども、そうでなくなつた。
すると五大都市の方は全部譲つても
いいといふことを言うに違ひない。
そうして府県と五大都市の実際問題と
しての力関係、どつちがうまく陳情す
るかといふことによつて法律ができて
も空文に終る心配があるのじゃないか
と懸念するのですが、一体その点どう
なんですか、どう考えておられるか。

○國務大臣(太田正孝君) 御忠告の点
了承いたしました。そんな陳情に動
かされないで、少くとも私としては押
し通すつもりでございます。全部もし
くは一部とありますが、法律の書き方
で、一部分の場合がありますので、
そういうことをしたのでございませ
うが、大方針としてはこの線を強く、広
く押し通すつもりでございます。

○藤下政一君 大臣は大方針として強
くこれを押し通すといふことを言われ
るが、そのところ小林行政部長どう
ですか。事務当局として今政令の内容
といふものを大体こうだといふことを
発表できるのか、あるいは各省との連
絡その他のためにそこまでまとまつて
いないといふのであつても、必ずこれ
を全部移譲するようにはかろつて見せ
るといふ何かわれわれが安心する言辭
を与えることができませうか、記録に残
して……。

○政府委員(小林興三君) 今の政令
の中身までは申し上げる段階ではござ
いませうが、大臣が申し上げました通
り、われわれは市民に対して措置をせ
ぬならぬやうなそういう問題は、これは
全部おろすつもりでございます。ただ
十六項目のうちで法律上は全部いく法
律もすいぶんあります。法律によつて
は個々の条文で特殊な事務があります
ので、それはどの範囲まで残すかとい
ふことは、やはりまだ議論が最終的に
きまつておりませんが、考え方としま
しては、市民が直接行政費と密着してや
らなければならぬやうな仕事は、こ
れはもう当然におろすつもりでござ
います。またそういう方向で話しが大体ま
とまると考えております。(「そんなば
かなことはないじゃないか。片っ方が

確定してないで、片っ方を割るとい
うことはないじゃないか」と呼ぶ者あ
り)

○藤下政一君 私は思うのに、これは
自治庁のあなたがたといへども、ここ
で法律で指定都市といわれている、い
わゆる大都市ですね、大都市の行政の
実際に携つた経験が乏しいのだと思
う。そこでこれをすつと、十六項目に
ついて一つ一つを取り上げて検討して
見ると、ことごとくこれは大都市それ
自体が扱つていないものはないわけな
いんですね。伝染病の予防だとか何だ
とかといふことも、あるいは伝染病
が発生したときにどうするかといふよ
うな措置なんかでも、第一線の事務と
いふものは必ず都市の保健所のやる仕
事なんです。あるいは伝染病のほかも
そうなんだ。そういうことがどうも
のみ込めていないことによつて、今度
考えられるのとこれは大都市におろ
してもいいんだといふことを判断され
るときに、単なる字句の上からだけの
判断といふやうなこともものが処理さ
れると、とんでもない間違ひが起つて
くるといふことを私は懸念する。そこ
で、今日は政令の内容を発表する段階
にないとおっしゃるが、それはそうだ
らうと思ふのだ。実際問題として。あ
なたがたは、少くともこの会期末まで
くらいには何とか各省との調整をはか
りたいとか、あるいは自民党の政調会
自体もこの会期末までくらいには、具
体的な内容を決定したいといふ意向の
ように聞いているけれども、どうもそ
こが力関係で、陳情によつて動かされ
るといふ心配が多分にあるのじゃない
かと思ふのです。この点は私は松澤君

の質問を横取りして関連でお尋ねし
てゐるのだから、午後にも少し時間を
もらつて質疑をしたいと思ふのであり
ますけれども、どうもその点あやふや
でこのままには見のがすことができ
ない。せつかくこういうことを法律で
うたわれても、実質が伴わぬというこ
とになる心配が多分にあるのじゃない
かと思ふ。と同時に、きのう私が尋
ねしたこと、太田長官は、まあちよつ
とどういふおつもりだったか、私はそ
んなことを言うたのじゃないが、陳情
に動かされやすい、情によつて動かさ
れることがあるのが現内閣の非常な欠
点だといふことを指摘したが、陳情は
いいと思ふといふことを言われた。陳
情を受けていいじゃないか。陳情の中
にもいい陳情があるから、それは一向
差しつかえない。ただ情によつてその
陳情を取り上げるとか、取り上げぬと
かといふことをやるのはよくないけれ
ども、陳情はいいと思ふといふやうな
ことを言われたが、これは私は太田長
官としては、非常に慎重に物を言うて
もらいたいと希望するところであつ
て、あなたがたが陳情はいいなんといふこ
とを言われたら、これからもう地方団
体がどんなに、今日以上に陳情に殺到
するかもわからぬと思ふくらいなん
です。今度のこの自治法の改正でも、
これは三回目だと言ふが、前回の改正
と今度の改正とどこが違うのだといふ
ことをすつと比較対照して説明をして
もらいましたが、どうも自治庁の考え
方は是が非でも改正しなきゃならぬの
だといふふうな太い線がどこにあるの
かといふことの発見に苦しむ。そんな
ものはありはしない。結局今度の改正
というものは、地方財政の赤字を何と

かして解消しなきゃならぬという、あ
なたがたは非常な使命を負つておる。
だから何とかして地方財政にゆとりが
あるようにしたいといふことが前提に
なつて、もう議会の点でも、委員会の
点でも何もかもがこの財政にゆとりを
つけようという観点に立つての私は改
正だと思ふ。ひとり大都市制度に対
して、十六項目の移譲しようといふこ
とがきわ立つたことであると同時に、
また府県の性格といふものを明確に表
示された点が私は特筆すべき点だと、こ
う考えるわけなんです。そこまでの決
意をしなから、しかも府県の性格を表
示しておきながら、府県と市町村と、
特に指定都市との事業上の競合とい
ふやうなものはしてはならないと言われ
るけれども、何もこれで事業上の競合
がなくなるのだという保障がない。あ
るいは十六項目を移譲することによつ
て大都市行政の運営が非常に楽にな
る、合理化されると言ひながら、それ
は陳情の力のまにまに、どつちにく
るかわからぬやうな状態だといふやうな
ふうにかえらるが、そこで私も陳情
はよろしいといふことをおっしゃらず
に、毅然たる態度をもつて、信念を
もつて処理するといふことになつても
らわぬことには、陳情をどんどんやり
出したらしたら、地方公共団体は赤字
に次ぐ赤字の累積で、たまつたもの
じゃないといふことになる。陳情とい
ふものに、そういうことに動かされな
い毅然たる信念をもつてやるんだとい
う考え方を一貫してもらわなければなら
ぬと、私はこう思ふわけなんです。
そうじゃございせんか。

○國務大臣(太田正孝君) 私は少し私
流の解釈があるかもしれませんが、陳
情という意味の、その含む言葉が、政

人がこれに動かされるという意味ならば、森下委員のおっしゃる通りでございます。私は自分がこれに関係いたしましても、たとえば国体問題というものが起きまして、非常な陳情が起きました。私は静岡県に關係しておりました。私は静岡縣に關係しておりましたが、斷固として私は今日まではねつて参りました。しかし事情はよく聞きました。私は陳情という意味が、イギリス流の行政などのごとく、民の声を聞くという意味ならば、私は悪いことをとは思いません。しかし悪政にどうかするとゆがめられ、歪曲される本質を胎藏している陳情という意味なら、森下委員と同じ考えでございます。私の言つた意味は純な意味でございます。て、実をいうと、役所は役所流の判斷をする。地方の事情を聞くぬ点もこれは實際にあるのです。私自身は、ほんとうに純でございます。いろんなことを要求されても、はねつけるべきものは相当はねつけていることを實際として申し上げていいと思いますが、ただ森下さんのおっしゃるのは、陳情に動かされるという、悪い言葉で言へば、党利党略と結びついてはいかんといい御趣旨ならば、私はその点はおっしゃる通りの意味なんでございます。ただ何でもかでも聞いちゃいかんという意味なら、どうも私とは違うのです。私もすいぶんこれでは苦しみまして、私が大蔵省の小役人をしていたときが、私の一番悩んだときでありましたが、自分はぼんぼん、ぼんぼんやつたんです。陳情なんか聞きゃしませんが、まあそれは聞くだけは聞いて直した点がございます。たとえばある地方の小さい川を直そう……。高橋大臣が、そんな川ないじゃないかと。

地図持つてくるとありません。それじゃ荒川という国費をたくさん出してゐる川がどこにあるか。そんなもの出てやしません。ありません。そこをよく知つてゐる。私、現場まで行つたのです。この川を直さなければならぬ。というところは陳情のおかげでやつたんです。あるいは潮風を受けておつて困つたところの、越中島の工業試験所は何で移したかというよりなことも、私が現場を見たから、陳情を聞いたからなんです。約十年に亘つて陳情したからこれではできたと、今でも誇つてゐる次第でございます。私の意味とおそろく違わないだらうと思います。私の言つた意味はそういう意味でございます。ですから、どうぞその点を、私が悪にしますから、陳情を受け入れるといふものじゃないといふことは御了解願ひたいと思います。

○森下政一君 長い今日までのあるいは役人としての御生活、あるいは政治家としての御生活の中に直面されて、そのいろいろな例を引かれた。全くそれは敬服するのです。おっしゃることは私にはよくわかるんです。陳情に教えられて事を運んで、それが非常に結果的にはよくなつたといふことも、それは大いにあるだらうと思います。従つて私の申しますのも、そういうことを排撃しなければならぬ、いかぬといふことはみじんも言うてゐるわけじゃないんです。ただ私が受けます印象では、現内閣はどちらも陳情に左右されやすい。いはゆるそうあつてはならぬことも、陳情によつては情に動かされて方針をまげるようなことがあるのじゃないかといふことを心配するの

です。たとえば私は今度の自治法の改正が、前提として地方財政の赤字解消というところに根本を置いておいでになると、こゝ解釈しても間違ひじゃないと思ふんです。たとえば各種委員会の委員の報酬のごときも、日割計算でほんとうに出動した日についてのみ報酬を出すというようなことを、厳たる基本としてお考えになる。これはやはり同じところから出発しているのだと思ふんです。ところが衆議院で修正が行われており、きのう鈴木代議士が説明に来て、それから非常にたくさん文句で書いてあるが、一体これはどういふ場合を予想しているのかということ聞いてみると、どういふ場合を予想したも何もない、結局選挙管理委員会の陳情や、人事委員会の陳情や、各種委員の陳情をそのまま受け入れて、地方団体がもし月額あるいは年額で支給することの方が妥当だというふうに思うときにはそういうふうに条例で定めてもいいというくらいにしているのだというような点、これはどうなければならぬ、こゝなければならぬというよりな事実と直面して、この改正が不合理だということに気づかれたのではななく、結局これは陳情に動かされておる。これは自治庁が動かされたのではなく、自民党の政調会が動かされたと思ふけれども、その陳情のまにまにどういふふうになつていく。ことに私の不愉快に思ふのは、売春防止法がきのう成立したばかりであります、その売春を業としている業者あるいは売春婦といったようなものがある種の魂胆をもって、大挙して集団的に自民党に入党を申し込んでおる、入党金を納めておる。大阪あたりにはそういう

顯著な例があるらしい。そういうようなことを聞くと、私はほんとうに情ないと思うのです、全く。そういうことに左右されて、自民党が政府に向つて政府の考えている根本の方針をまげさすなんということはありはせぬだらうか、私は非常に心配する。そういう意味で、情に左右されるようなことがあつてはいかぬというのを私は申し上げるので、そこで、陳情を大いに聞こうというのをうっかりおとしやる、陳情次第によつてどうにでもなるといふうちに、誤まつた印象を与えるということをおされる。これは、松澤さんの質問をうっかりとりましたので、本論はまた午後にも……。

○小笠原二三男君 森下さん、ながながが関連をおやりになりましたが、関連して……。私聞いておつて、ちつともはつきりした答弁はなかつたと思うのです。それは、特別市の問題、なぜ特別市をはずしたかという適切な御答弁がない。なぜははずしたのですか、理由は何ですか。

○国務大臣(太田正孝君) 特別市の本質があるという森下委員に私も同調して申し上げた次第でございます。この問題でどうするかにつきましては、地方制度調査会の御検討を得てきめようというところでございまして、ただ、いつまでも争いのあるこの問題をここにもつていくという地方制度調査会の上できっぱりした答申を得たい、その上で政府の考えをきめてやっていきたいというのでございまして、ただ、これがあつたために、その問題をいつどういふところに行かうかということは法律事項になつております。今まで打つちやつておかれますから、それよりもこのの

方が早く検討していただく方がいいと、
 こういう考え方でございます。

○小笠原二三男君 それは全くおかし
 な話で、わざわざ法律にあるのを削除
 して、削除した方が早く特別市という
 ものを検討してやってもらえるという
 論理がどこにありますか。あなたはお
 認めになつてゐるのですよ、特別市と
 いう性格のものの必要であることを。
 お認めになつておつて削除をして、削
 除する方がかえて特別市実現のため
 に早いのだという、そういうばかな話
 はありますか。紛争が起つてゐるから、
 一切特別市をなくしてしまふとい
 うことで、この紛争をやめさせるとい
 うことなら、それはそれで一つの考え
 です。しかし、その紛争のあることも認
 めながら、しかも、特別市の必要であ
 ることも認めながら、そうしてこの際
 削除し、そうして調査会の根本的な検
 討によつてこれを実現する。私は非常
 におかしいと思う。調査会の方は、こ
 の問題は検討することがないために、
 特別市をやめるとも何とも答申してい
 ない。答申していないのに、この部分
 だけはあなたの方で削除してしまふ。
 必要を認めながら削除してしまふ。そ
 んなことならば、削除の理由は全然あ
 りません。

○國務大臣(木田正孝君) ちよつと私
 の言葉も足りませんでしたが、特別市
 と限定するよりも、もっと広い意味の
 大都市制度というのが地方制度調査会
 の考えでもあるようでございます。そ
 ういう点を一切くるめてきめたい、
 こういう意味でございました。
 私の言つた意味は、片一方をやめちま
 うという意味じゃなく、さらに答申を
 得て、大都市制度としての一環として

もちろん考えていかなきゃならないが、問題を新たにいたしまして、その意味も含めつつ、さらに大きい大都市制度のもとにおいてやっていくという考え方が地方制度調査会の中にあるということを知りましたので、そういう意味において申し上げたのでございます。(それならば、それまで待つておつたらばいいと呼ぶ者あり)

○小笠原二三男君 ますますおかし。そういう調査会の方にお考えがあるならば、早晩何らかのものを打ち出して答申が行われるでしょう。そのとき自動的に特別市で行くか、大都市制度として他の名称をもつてかえられるか、そのとき直したらい。何かその大都市の方に、そういう特別市の実現の要求が強いときに、わざわざこれを削除して、なお紛争を激化する種をまくなければなりません。

○委員長(松岡平市君) ちょっと鈴木次長から……。

○小笠原二三男君 これは政治的な問題ですよ。事務的なことじゃないですよ。大臣どうです。

○委員長(松岡平市君) 鈴木次長、まず事務的に答え下さい。

○國務大臣(本田正孝君) 私はあとで補いますから。

○政府委員(鈴木俊一君) ただいまの小笠原委員のお尋ねでございますが、大臣から申し上げましたように、今回は、当面の大都市に関する問題といたしまして、事務の委譲だけを行うという事で、十六項目の委譲をすることにしたわけでございますが、この問題につきましては、反面この特別市制が現在の大都市制度の中にあるわけでございますし、また都制という仕

組も地方自治法の中にあるわけでございます。この点について、特別市を五大都市等ではぜひ実施したいという考えが従来からあり、また五大府県の方では、それに反対である。こういうようなことがずっと長いこと続いておるわけでございます。今回とりあえずこの事務の配分を行うことによって暫定——暫定と申しますか、当面の差し当りの問題として、府県と五大都市との間の主張の調整をすることにしていただいで、あと、根本的に大都市としての制度をどうするかという事は、現在自治法上にある都制なり、特別市制なり、これら二つの仕組があるわけでございますが、それらの仕組もひっくり返して、どういふふうに大都市制度を解決するのが最もよろしいかということで、根本的制度を一つ地方制度調査会に検討してもらい、こういうことになつていくわけでございます。お話をうかがうに、結論が出ますまでの間、特別市というものをそのまま存置しておくと行方不明なところがあると思ひます。あると思ひますが、政府といひましては、一応この特別市の制度をこの際削除しておきまして、そうして将来地方制度調査会の結論が出た際に、それに基いて自治法の規定をさらに改正するようにしていきたい。

○小笠原二三男君 あなは語るに落ちてゐるよ。ちつとも理論的な根拠はない、これを削除しようという……。

ただ五大府県と五大都市が紛争対立してゐる。それで、十六項目を委譲するといふことについては五大都市は反対しておる。従つて、特別市というものをはずすことによつて、特別市の実現といふことはできないのだ、都道府県は都道府県として権限を持つのだといふことで知事側を納得させ、そして五大都市の方には五大都市の方で、大幅事務の委譲をやるということ、実質的に特別市に使えるようになっておるのだから、こゝでまず手を打つて、あと、その方はその方で、答申に待つてというやうな話なんです。正直な、本音のところは……。

しかしさつきから森下さんが質問しているように、この十六項目というのは、全部または一部の事務の委譲で、しかも各省間の調整もとれていないという状況で、何がどう委譲されるかわからぬといふことで、五大都市の方は反対しているのです。こういうやり方に反対しておる。片方が反対しておるのに、それで調整がつくでございましょうという事は、それ自身としても、政治的な扱いとしてはおかしいことである。ちつともどつちも五分五分の解決になつておらぬ。五分と五分になつておらぬ。そして知事側は納得もされない。それなのに、何ら理論的な根拠もない。この段階で特別市を削除するといふことは、不穩当もはなはだしい。しかも、調査会の答申に基いて自治法の改正をするのだとい

して、今後根本的な制度のできませんでしたところで一応の体系を整えて参りたいという考えであります。

り、そういう大前提の上からいへば、これは調査会の慎重な審議に待つて手をつけられるといふことが客観的な政府としての扱い方はずななんです。それをたゞ、どつちもどつち、両当事者に五分々に与えたのだから、これで満足するだろと、こういうやうなことで、満足するやうな考え方にもなつていないのだし、大体そういうことを根拠にして、何ら理論的根拠なしにこの特別市というものを削除するのは、これはけしからぬことです。いかがですか、大臣。

○國務大臣(本田正孝君) ただいまの御質問でございますが、次長が申されたことも、私の言うことをかわつて言つたのでありますが、五大都市が果してどう考えているかといふことと法律上の解釈と二つ、今、行政部長からもう一ぺんお聞きを願ひたいと思ひます。その上で、なお私が補足するところがあれば御説明いたします。

○政府委員(小林興三次君) ちょっと法律技術的な問題ともからんでおりますので、その点、ちょっと私から説明させていただきます。

要するにこの特別市の問題は、現行府県制度を前提にして、直ちに実施することは適當でない。まあわれわれとしても、こういう考えを持つております。それが一点、しかしながら、大都市の実情にかんがみて、現在のままの大都市行政のあり方、これもまた適當でない。従つて調査会の答申にもありました通り、事務配分を大幅に行うことによつて、大都市行政にふさわしい運営の体制を確立しなければならぬ。この結論ももうはつきりいたしておるのでございます。

そこで、今度の改正によりましては、要するに問題のある大都市問題を、その事務の配分によつて解決すべし、こういう結論が出たわけでございまして、ので、われわれといたしましては、大都市に對するこの指定市の特例でもつて規定する。そういういたしますと、大都市につきまして、特別市の規定と大都市の事務配分の規定と、これはいわば矛盾しておる規定でございまして、現行の府県制度のもとにおいては、事務配分で解決するとなれば、理論的にいへば、特別市の規定を削つて、そのかわりに事務配分の規定を入れる。これはまた一つの技術的な考え方であります。同じ対象に矛盾する条文が並んでおるといふことは、これは法律技術としてはおかしいのであります。要するに大都市につきまして事務配分をやるという改正でございまして、特別市の規定は、事務配分ではなしに、特別市という別の法律体系を作らうといふわけ、その特別市の規定は、現在の府県制度のもとにおいては、直ちに実現することは適當でない、こういう前提に立つておるわけでございます。しかしながら、特別市そのものをそれでは否定するのか。そういうことはさらさらないのでございまして、これは、今皆さんがおっしゃいます通り、特別市の問題は、現在の府県制度の根本的改革の一環として、総合的にそれは考えないといふか。今の府県のままでは、現在法律に書いてある通りの特別市といふものをそのままやることは適當でない、こういう判断でございまして。(適當であるかどうか、それは調査会で答申に待つことじゃないですか——と呼ぶ者あり)そこで、今、調査会とはごらん

言わざるを得ない、調査会の答申に待って、その意思を尊重して、すなおに事務的に処理したものだということにはどこから考えてもならぬのです。あなたは、調査会の意思を尊重してやっただと言われますが、調査会はそのようなことは書いてないし、調査会の議論の段階の中に、特別市をなくしてしまふ、そして別途考えるという結論はどこにも出ていない。何といつてもおかしいよ。

○政府委員(小林興三次君) もう一度、私の気持を申し上げたいと思います。特別市は、まあ調査会の答申には削れという規定はございません。その通りでございます。しかし大都市の間

題については、事務配分によって合理化すべしと、さしあたってそういう結論でございます。これはわれわれとしては実現しなくちゃいけない。そのときに、だから特別市の規定をそのまま残しておくということはもちろん考えられます。当然考えられます。しかしながら、もう一つ法律技術的に考えると、さしあたって大都市につきましては、大都市行政につきいろいろ考え方は

が、特別市のような考え方もあれば、事務配分という考え方も、これはあり得るわけでございまして、さしあたりつてすぐ動かす、法律の事務配分の問題を実施しよう、こういふ結論をとれば、自治法は今日ただいまの行政を動かすのが基本でございすから、そういうものをやる以上は、そうでないのは、これは今後の府県制度の根本の改革とともに合せ考えるとい

う、こういう考え方も成り立ち得るところだと思ふのであります。むしろ技術的にいって、法律的に、同じ大都市

について同じ規定を二つ並べておくのはおかしい、これは現に法制局にもそういう意見が出ておったのであります。当然それあり得ると思ひます。將來特別市を実施する、現に動いておれば別問題ですが、そうではないに、特別市は別の法律で動かさなければならぬ、その法律を施行することについて、これは非常に議論があり、われわれとしては、必ずしも適当だとは思わぬ、現在の府県制のまま動かすことは、そうすると、結局事務配分で直ちに解決しようとするは、現在の法律制度としてはそうやって、そして府県制度をさらに根本的に改革するのは將來の問題です。特別市を動かそうとするのは將來の問題です。そのときに合せ一本に考える。そういうことは成り立つと思ひます。あとは政策の問題としてお考え願ひたいと思ひます。

○小笠原三男君 これは、何處聞いても私は納得しない、何とあなたが言おうと、私は納得しないくらいいもの、これを、これに重大関心を持つ当事者は納得するはずはない。従つて、あなたが調査会調査会と言ふから、これはどうしても調査会の会長を呼んで、どういふ討議の段階か、私は聞く必要があると思ひます。また当事者に出てもらつて、参考人なり何なりで聞く必要があると思ひ、納得できないのです。(必要ない)と呼ぶ者あり)この点委員長において、あとで理事会が開かれる場合、御相談していただくことを強く要望しておきます。それから、私はまた関係者等に聞いて、まだまだこの問題は追及したいと思ひますが、ただ一つ、今後に回つてお聞きしたいが、小林さんがちよつと後段に言ひましたが、特別

市を削除し、そして將來府県制度を考へるといふ場合に、またこの都市問題も考へられるのだからというよりな意味合いのことを言ひましたが、私は、ほんとうにそういうことなら、もつとそこを考へれば、府県の性格が變つてしまつた、従つて特別市といふことを削除することによつて、厳然と都道府県は五大市の上に君臨する体制になる、こういう形で、何といひますか、この提案理由にもありますが、国と市町村との中間に位置する地方公共団体としての都道府県の性格をもつと強く打ち出してくる、そのことで問題がだんだん發展していくというふうにも私は邪推される点があります。これは邪推ですから、答弁の必要はありません。あとで、今後府県の性格をもつと聞いてくれば、この点はだんだんはつきりしてくるだらうと思ひます。

ただ私としては、どうしてもこういう理由のない削除の方式というものは賛成しかねる。関係当事者の公述を聞きたいと思ひますので、委員長において、理事会を開いて御相談を、(伊能芳雄君「必要ない」と述べ)ここで必要あるなしを論議すれば時間がかりますから、理事会等で御相談を願ひます。

○小林武治君 私、今の特別市の関係のことで、私どもの考えをお聞き願ひたいこともありますが、これは、結果的には特別市の規定を削除したことには賛成いたします。それは何かと申せば、行政部長も言つておる通りに、現在の府県制のもとにおいては、かようなものを実施することはきわめて困難である、こういうふうに思ひ、今でもう日本の府県が四十六に分れ

て、細分化しすぎておる。こへまた、ほとんど府県的なものが幾つかふえるといふことの趣旨にも、私どもは賛成できない。しかし、今小笠原君が言われるように、私はこのことはほとんど政府の発案ではなかつたと思ひます。すなわち事務委議のことがやられても、特別市の規定を全部削除するといふことは、おそらく私は陳情によつて動かされたと思ひます。このことは動かされることはできません。幾ら陳情されてもさうなことであり、こういうふうには思ひますので、これについて、とにかく大都市といふものが何らかの特別的な取扱ひをしなければならぬといふことも、これは自治庁当局も認めておられる。こういうことでありまして、この点を削除しても、こういう精神は失つてない、また失はせたくないといふこととでありますれば、おそらく最近の機会において、政府としてもこれを再検討する義務があるといふふうに思ひます。先ほどのからのお話によれば、調査会々々と言はれておりますが、調査会は、今現にこのことを手がけておるとは聞いておりません。また調査会は今ほとんど冬眠状況にあると、こういうことも差しつかえない。自治庁当局は、調査会に対してこの問題を近く何らか積極的に諮問すると、こういうふうな意向があるかどうか、その点をまず伺つておきます。

○國務大臣(本田正孝君) その意図のもとに、すぐ働きかけるつもりでございします。それからもう一つは、客観的事実といたしまして、府県の性質と都市の性質と両方含んだがとき大都市あるいは特別市といふものが存在する限りに

おきましては、これを処理すべきことは当然のことだらうと思ひます。私の言つた意味は、削除するといふことが、小笠原委員の言うように、その問題を全然捨ててしまふという意味ではないことは御了解願ひたいと思ひます。

○小林武治君 今の問題は、どちらかと申せば、特別市の規定を存置して、あるいはこのまま削つても、どちらも別に強い意味はない、こういうふうには思ひまして、行政部長の言われるような矛盾は、この自治法ができたときから現われていたもので、今特にこれを削らなければならぬという理由は私にはあるまいと思ひますが、もし、今言うように、これを削つたとするならば、なおさら政府は責任を感じて、これらの問題をただこの席でもつて、これはなくなつたのじゃないのだといふことを答弁されるだけでなくて、その実を示さなければならぬといふふうに思ひますからして、今言うように、最近の機会において、政府も何かの考えをもつて積極的にこれに対処する、し

かして地方制度調査会の方を一つ動かすといふことを、私どもは事実において期待するといひますか、見守つていきたいと、こういうふうに思ひますので、長官の御返事を重ねて一つ伺つておきたいと思ひます。

○國務大臣(本田正孝君) 小林委員の言われる通りに、至急処理していく考へてございします。

○政府委員(鈴木俊一君) ただいま、大臣の申し上げました、その扱ひの問題について、ちよつと補足して申し上げたいと思ひますが、先ほど来御議論のございますように、府県制度、大都市制度につきまして、地方制度調査会では、残された研究項目として、その他四項目ほどございしますが、そういう項目につきまして研究をすることになつていくわけでありまして、御承知のごとく、国会の議員の方も御関係になつておりますので、調査会を再開していただきまして、ただいま問題になつております大都市制度なり府県制度の問題につきまして、検討するようになつていただきたい、こういうふうにかねて考へていた次第であります。

○委員長(松岡平市君) 午後一時から再開することにいたしましたので、暫時休憩いたします。

午後一時五十分休憩

午後一時五十分開会

○委員長(松岡平市君) 委員会を再開いたします。

地方自治法の一部を改正する法律案、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理に関する法律案の両案について質疑を行います。質疑のある方は、順次御発言願ひます。

○松澤兼人君 午前中の質疑応答で、特別市制の問題について、だいぶ話が

言うのですけれども、私はそうとは思
わない。

〔委員長退席、理事宮澤喜一君着
席〕

どんなに権限が府県から市に委譲さ
れましても、やはりそれは、単なる大
都市の行政内容が変ったというだけであ
つて、特別市というものの持つてい
る性格なり権限なりというものと同じ
ものではないと思ひます。

そこで、もう一度伺ひたいします
けれども、大臣は、権限を委譲すれ
ば、実質的に特別市制の実質上の内容
ができるんだから、特別市制というも
のが要らないとお考えでございま
すか。その点明らかにしていただきたい
と思ひます。

○國務大臣(太田正孝君) 先ほど、小
林委員のお言葉もございましたが、私
は、考え方といたしまして、委譲の問題
と特別市制の問題というものは別に
いたしまして、先ほどお答え申し上げ
ました通り、客観的に違つておるこの
形態というものをよくきわめまして、
なるべく早く答申を得るために、地方
制度調査会にお願いしたい。もうその
問題を忘れてしまふとか、全然考へ
るうちに入れぬとかいう意味ではござ
いません。

○松澤兼人君 その点は、先ほど特に
小林委員からも発言があつて、地方制
度調査会を近く開く考へがあるかど
うかという話があつて、そうした
いふ御意見の開陳があつたわけであ
りまして、これはけっこうなことだ
と思ひます。そこで、近く地方制度
調査会を開いて、府県制なり、ある
いは大都市制なり、地方行政機構全
体について検討してもらひ、答申を出

してもらふという今日、特別市制とい
ふことをことさらに削除する必要が
ないんじゃないか、まあ、その答申
がいつ出るかわかりませんが、あな
た方も、できるだけ早く答申してもら
いたいという意味で、早く諸問をなさ
るならば、もちろんその答申を早く出
してもらふことに自治庁としては圧力
をかけて、推進して、その結論をあた
たの方で受け取つて、全面的な地方制
度の改革をおやりになるということが
適当である。そういう考へがあるの
に、条文中特別市制というものを省
きになる、その考へが私たちにほ
じことだろふと思ひますけれども、
私たちがそういう取扱ひということが
妥当でないというのを強く考へます
から、しつこく伺ひたいしてはわけ
でございませう。そのところはおかし
くないですか。

○政府委員(鈴木俊一君) 午前中に申
し上げましたことと結局同じことを申
し上げることにするわけでございます
が、特別市制の問題につきましては、
現行制度のままでこれを実施しようと
いたしますという、いわゆる残存
府県の問題をどういふふう処理する
かと、こういうような問題がすぐぶつ
かつてくるわけでございます。勢ひ
府県制度の問題に触れざるを得ない。
府県の統廃合あるいは道州制というよ
うな問題とからみ合せなければ、この
まま現在の府県制のもとにおいて、特
別市を実施するということには非常に
無理がかつてくるというところに、
今日まで十年間も制度があるにもか
かわらず、特別市の問題が実行できな
かつたゆゑんであらうと思ひのであり

ます。そういうような状況でございま
すので、そういう根本的な問題は、
さらに地方制度調査会において、全
般の問題の一環として検討してもら
つて、その上で出た結論に従つて、制度
の上におきましても、実際問題として
解決をしていきたい。今回は、今回の
指定都市制度のもとにおける事務の
配分という方式で、大都市制度に対
する今までの御要望を一応取り上げて
調整をしておきたい、従つて、根本的な
改革と、今日行おうといたします暫
定の当面の事務配分による改革との間
におきましては、この制度をそのまま
残していくという考へも成り立ち得
ると思ひますけれども、私どもといた
しましては、さらに根本的な結論が出
ましたところで体系を整備するとい
うことにはいたしまして、今回は取りあ
へずこの規定の中からはすしていき、こ
ういふ考へ方に立つたわけでありま
す。

○松澤兼人君 次長のお考へもよくわ
かるのですけれども、しかし、根本的
な改革に関する地方制度調査会の答申
を待つていふことではあれば、特
別市制の条項というものは、そのま
ま置いておいてもいいんじゃないか。現
在まで、地方制度調査会、これをやめ
ろとか何とかという意見があつたなら
ば、それは、これを取り上げて、やめ
るという改正をなさることもいいと思
ひます。この問題は触れず
に、ただ事務の再配分といったような
考へといふようなことを考へる、こ
ういふふうに答申しているのですから、
私は、基本的な原則というものは残し
ておいていいんじゃないか。それをほ
すという理由はちつともわからな

い。また、それがあつたから対立が起
るという考へも、もちろん考へられま
す。しかし、そもそもこれはまあ、そ
ういふ規定があつたから対立が起つた
のではなくて、対立があつたから、特
別市制というものを、今すぐにはやら
ないけれども、將來できる時期がきた
らば、特別市制というものもできる
ように、条文中は置いておこうとい
ふことで、特別市制の条文はできてい
るのです。過去におけるやはり五大
都市側と申しますか、あるいは大都市
側の強い要望もあつて、特別市制とい
うものがやはり考へられた。これはそ
れ以前の地方制度調査会の答申の結果
であらうと思ひます。だから、条文
があるから対立が起つたのではなく
て、対立があつたからという条文を
こしらへてあつたといふふうに解釈す
るのが当然だと思ひます。すけれども、
次長いかがでしよう。

○政府委員(鈴木俊一君) これは、松
澤先生もよく御承知のごとく、戦前
におきましては、個別に特別市制を
したいといふような法律が、帝国議
会に出たことがあつたわけでございます
が、一般的な制度として、特別市と
いふ制度がなかつたわけでございます
。戦後一般的な制度として、特別市
制度が地方自治法の中に設けられて
から、実は特別市制設置運動、ある
いはこれに対する反対運動といふもの
が、やはり従来にも増して非常に熾
烈になつて参つたといふことは、これは
事実だと思ひます。これは、特別市
制の最も中心をなしました問題は、や
はり二重行政、二重監督といふよう
なところに私どももあると思ひのでござ
いまして、今回の府県からの五大市への

事務の委譲、またそれに関連をいたし
ましての監督権の付与、許可その他の
制度を作る、こういうようなことによ
つて、当面の二重行政、二
重監督に対する要望は満たし得るの
ではないか。そこで、それによつてすべ
ての特別市運動といふものが目的を達
するわけではもちろんないわけござ
います。それで、根本的な改革は、これ
は調査会の結論に待つて、特別市制
という形で大都市制度が解決されるこ
とになりましても、果して今のま
まの特別市制度そのまゝを取り上げるとい
う格好になるかどうか。この辺も結論
に待たなければわからぬわけござ
います。そこで、一応指定都市制度、それ
による事務配分というものをとりま
した以上は、現在あります特別市とい
う制度を、一応この規定からはす
ておきまして、結論が出ましたところ
で、おそろくはさらに研究の結果、改
善の加えられた大都市に関する制度が
考へられると思ひますので、そういう
ものを書き加えていきたい、こ
ういふ考へ方でありませう。ですから、こ
ういふ結論が出るまで、今の特別市制
は、そのまま残しておいたらいじや
ないかといふのも、確かに一つの御
議論と思ひます。思ひますが、私ども
は、これは、一応これはこの中から
はずして置いて、出ましたところの結
論に従つて、新しい大都市制度とい
ふものを自治法の中に書き加えてい
きたい、こ
ういふ考へ方に立つたわけであ
ります。まあこれは、両方の行き方
があらうと思ひますが、私ども
といたしましては、後者のような行
き方をとつた、こ
ういふ次第でございま

○松澤兼人君 長官にお伺いしますけれども、これは、事務上は次長の考えられるような考え方になるかもしれない。しかし私は、次長が今お答えになりましたことを見ましても、やはり戦前から特別市制の運動というものがあつた。この一般的な規定としての特別市制という条項があるために激しくなつた、激しくなつたというところは比較的な問題です。今まで全然なかつたものが、この条文のために対立が起つたというならばわかる。しかし、それはどこまでも比較上の問題で、過去数十年にわたつて特別市制の運動というものがあつた。あつたから、やはりそういうことを取り入れて、原則だけ作つておこう、しかし、これを実施するのは適當の機会まで、新しい法律ができなければこれはできないようにしておこうというところで、おそらくは妥協的な措置として、条文は置くけれども、それを実施するために別個の法律が必要であるという、こういうことになり方になつた。そこで長官にお伺いしたいことは、もし特別市制というものが、地方制度調査会の答申によつて、やはり大都市制度というものがあつた場合に、この現在の自治法から特別市制というものを削つた場合と、削らないで原則的な規定をしておく方と、地方制度調査会が、新しい一つの府県制も、それから道州制も、あるいは市町村制も考へて大改革をやる場合に、もしも大都市制度というものを特別市制の形において実現するという場合に、どちらが案だとお考えですか。われわれはまあ政党内としまして、一たんできておる原則的な条項を

はずしてしまつて、そうしてこれを再び起すということとは、対立的な問題であるだけに、再び特別市制という条項を自治法の中に期待するということが、それはほとんど不可能に近い。いろいろな困難な問題じゃないかと思う。あなたも政党内に所属しておられるんですから、一たん消したものをもう一度復活するということは、どんなにむずかしいものであるかということをおわれわれは考えるんですけれども、あなたは、地方制度調査会でこういう制度が必要であると言へば、簡単に自治法の中にこの特別市制の条項を復活する自信が

○松澤兼人君 私の質問していることは、簡単に、政治上の問題として、まあ諮問されることは諮問される。その諮問が、やはり二重行政がいかぬとか、あるいは大都市には特別の権限を与えるべしというふうな、特別市制の形のものが必要であるという答申が出た場合に、一たん削除してしまつた条項を、自治法の中に再び入れるということは非常に困難なことじゃないか。これは仮定ですが、もしも地方制度調査会においてそういう答申が出た場合に、今日一たん削つてしまつたものを、再びこの中に入れるということ

は、客観的に見て、地方自治体の間に大都市制度というものが設けられなければならぬではないかと思つております。従つて、一般の地方制度改革の中の重点といたしまして、この点を地方制度調査会でよく御研究をお願いしたい、こういう考え方でございます。

○加瀬光君 ですから、さしあたってこういうふうな特別市制というものをここに実現させるわけにはいかないけれども、懸案の問題をこの程度において解決したのだ、それで根本的な解決は将来の研究を待ちたいと、こうおっしゃるなら、特別市制というものを何もここで消さなければならぬ必要はないのじゃないか、これを消してしまつておるからには、特別市制というものはお認めにならない、こういうふうな客観的には判断をせざるを得ないじゃないか。これは先ほどから、いや特別市制というものは認めるのだ、しかしこの際

○松澤兼人君 ちよつと一番おもしろいところを……

○松澤兼人君 ちよつと一番おもしろいところを……

○松澤兼人君 ちよつと一番おもしろいところを……

○松澤兼人君 ちよつと一番おもしろいところを……

○松澤兼人君 ちよつと一番おもしろいところを……

○松澤兼人君 ちよつと一番おもしろいところを……

○松澤兼人君 ちよつと一番おもしろいところを……

○松澤兼人君 ちよつと一番おもしろいところを……

○松澤兼人君 ちよつと一番おもしろいところを……

○松澤兼人君 ちよつと一番おもしろいところを……

○松澤兼人君 ちよつと一番おもしろいところを……

○松澤兼人君 ちよつと一番おもしろいところを……

○松澤兼人君 ちよつと一番おもしろいところを……

○松澤兼人君 ちよつと一番おもしろいところを……

○松澤兼人君 ちよつと一番おもしろいところを……

いうお説と思ひますが、私といひましては、現状の府県制のもとにおいてやるという事は、非常にむづかしいじゃないかという判断がもとになつておりまして、従つて、そのもとにおいて作られたる特別市制というものは、非常な困難が伴うのじゃないかと思ひます。これは、もちろん私の将来に対する見通しでございますが、従つて、できるものは、大都市制度としてどういふものが生まれるかという意味におきまして、現状のものを置く方がしかるべきじゃないか、しかも、同じものができた場合にはどうするのだ、こういうことでございしますが、私としては、府県制の区域外とするというこの原則のもとにおける特別市制というものが非常なこだわりになつてきたのでございしますから、大都市制度として答申を仰ぐ場合には、またそういう声もあるように聞いておりますので、この点がはっきりしてくることを考えつつ、かような態度をとつたわけでございます。

○加瀬亮君　そうすると、結局は大都市制度というものについて、将来いろいろ改編をし、さらによきものを生むというところについては考えておると、ここだけはつきりする。しかし、その大都市制度というものは、何も現行法の特別市制というものと、そのまゝのものとも限らない、同じものができてもかもしないけれども、あるいは違つてくるかもしない。だから、大都市制度として新しく生まれ出るものは、これは新しいもので、特別市制そのものとは違つてくるのだ、だから特別市制の方を取つたのだ、こういう御説明になると思ひます。そうすると、先ほどから繰り返されているように、特別市制というものはここで一応切つて、今度大都市制度として特別市制が出てくるかどうかかわらぬが、それは現行の特別市制とはまるつきり違つたものだ、これは理想的に、残しておいていいとか、手続上の問題という事でなくして、現実においては、現行法の特別市制というものは、これはもうはっきりと削り取つたのだと、こういうお立場になるのじゃないですか。

○政府委員(鈴木俊一君)　これは、現行制度から法律的には削つたわけでありませう。しかし、削つたという事は、将来調査会の結論が出た場合、に、どういふ形の大都市制度が出るかという事は、今はつきりいたしません。特別市の現在の制度と同じものが出るか、あるいはそれと変つたものが出るか、これはわからぬわけでありませう。私もいいたしましては、それはその結論を待つて、これに書き加えていきたい、こういうことでございします。必ず現在の特別市と同じものが出るといふなら、削る必要はないわけでありませう。

○加瀬亮君　だいたいつきりして参りました。結局現行法の特別市制というものは、御否定なさつておるわけですね。一応手続の上とか都合の上でとかいうのじゃなくて、形式的にも、実質的にも、大都市制度としてどんなものが生まれるかもしないけれども、それは、現行の特別市とは直接関係があるという事にはならないのだ、だから一応ここでは特別市というものは否定しておるのだ、こういうお立場と解してよろしゅうございしますか。

○政府委員(鈴木俊一君)　制度的には削つたわけでございます。削つたことは、否定するといふように御了解されてもけっこうだと思ひます。ただ、実体としての大都市に関する制度というものを否定しておるわけではございません。大都市に關する制度というものは、何らか必要であらうと考えておるわけでありませう。

○加瀬亮君　大都市制度としていろいろ研究しなければならぬ、こういう必要があるという御説明は、その通りよくわかりました。しかし、大都市制度というものは、何も現行法の特別市というものと直接関係があるものではない、現行法の特別市というものを否定して、新しい大都市制度を考え出していくのだ、あるいは答申案が、現行法の特別市と同じような性格のものが出るかどうかはわからないけれども、それは将来の問題で、現在においては打ち切つたのだといふことには変りはないと解してよろしゅうございしますか。

○政府委員(鈴木俊一君)　現行法の建前から申せば、法律的にはそうでございします。ただ将来、実体として同じようなものができるかもしません。あるいはそれと異なる姿のものができるともかもしませんが、とにかく実体的に大都市制度というものを否定しておるわけではございません。こういうことであります。

○小笠原三三男君　関連して。いろいろ論議がありますが、概念規定がどうも私にはつきりしない。大都市制度といふのは、小林君が言うのには、現行の府県制において、これと並び存する独立権限を持つた特別市というものは、これは実現も容易でないし、適切でないといふ考え方を持っておる。そして鈴木次長は、先ほどの御答弁では、こちらの御答弁では、調査会の方に対して諮問をする、そうして研究してもらふ、という場合の答弁では、何と云つておるかといふと、府県制について検討を加えるとともに、この大都市制度についても研究してもらふといふことで、府県制がいかになるかによつて大都市制も考えられるのだといふ形で答弁しておる。ところが、もう一つの論としては、現行の府県制においても、大都市制の問題はすみやかに結論を出して考えるべきではないかという議論も起り得る。それで今、特別市といふものをはずす限りにおいては、現行の府県制において、それに特別市にかわるべき大都市制度というものが何らか生まれ出ることを緊急に早急に実現していくといふ、そういう意味で諮問するのだから、それでなくて、全体の地方自治の本旨に照らして、もう府県制から大都市制から一切が、行政単位なり組織のあり方として検討を加える中に問題が考えられていくとするのか。それによつては、もう時期的にも考え方においても非常に變つてくるわけなんです。ある角度から質問すると別なことを言ひ、ある角度から質問するとまた別なことを言ひ、どれがほんとうのところなのかわからぬ。もう一回、しっかり御答弁下さい。

○政府委員(鈴木俊一君)　要するに問題は、現行の府県制の建前のもとにおいて大都市問題をどう考えるか。それから将来の問題として、根本的な改革についてどう考えるか。この二つの問題に關連してお話でございますが、

す。ですから、現行の制度の建前とい
たしましては、こういう案しかないの
じゃないかというのが私どもの考え方
であります。将来の問題といたしまし
て、府県制度の問題に関連をして、大
都市制度の問題も考える。要するに全
体の地方制度の根本的改革の一環とし
て、大都市制度の問題も考えなければ
ならぬ、こう思うのであります。その
ゆえんは、今申し上げましたように、
府県の区域というものに、どうしても
特別市というよりな形で大都市制度を
解決するといいたしますと、触れてく
るわけでございします。やはり府県の区
域全体をどうするかというよりな問題
とあわせて考えなければ根本的な解決
ができないのじゃないかというのが大
体の考え方でございます。調査会の
研究題目としても、道府県制度、道州
制、大都市制度、あるいはそれに関連
する執行機関の制度なり、税、財政制
度なり、事務の配分の制度、こういう
ような六項目を研究するというのが調
査会の今当面の根本的改革のテーマで
ございします。そういう意味で、根本
的な改革に関する調査会の結論が出ま
したところで、一応の体系の上にそれを
取り上げていきたい、こういうふうに
考えておるわけでございします。

〔理事宮澤喜一 君退席、委員長着
席〕
○小笠原二三男君 そうすると、だん
だんに筋はわかってきた。そうなれ
ば、先ほど、法律上はなくなるが、こ
れらのことについては、その精神は生
きているのだとか何とかでなくて、
積極的に特別市というものは否定され
たことなんです。そうしてそれにかわ
るべき、今の府県制における立場で

は、指定都市という形でまず問題が処
理されたということになる。それで
しょう。そうしてあとの問題は、地方自
治制度の根本的な改革からいって、問
題が起り得るとすれば起り得る可能性
があるというだけのことであって、現
在の府県の立場からすれば、特別市と
いうものは積極的に否定されたのだ、
こういう意味合いに私はならうかと思
うのですが、大臣いかがです。もうあ
いまいにしておかない方がいいです
よ。はつきり所信をお述べ願いたい。

○國務大臣(太田正孝君) その通りで
ございします。今否定したというのは、
削った意味はそういう意味でございま
す。
○委員長(松岡平市君) ちょっと速記
をとめて。
午後二時二十八分速記中止
午後二時五十九分速記開始
○委員長(松岡平市君) 速記を起し
て。

先ほど来、特別市の本法案における
削除、特別市の規定の削除の問題につ
いての質疑応答を委員長として聞いて
おりまして、政府の答弁が政府委員あ
るいは次官、大臣、大ぜいでお答えに
なつた関係上、徹底いたしておられま
せん。この機会に、よく徹底的な最後
的な御答弁を大臣からしていただきたい
と思ひます。

○國務大臣(太田正孝君) 政府側の答
弁が区々にわたつたことと、感じを皆様
方に与えましたことは、私のまことに
恐縮するところでございます。今、委
員長のお言葉もありまして、ここに
政府の答弁を統一して、はつきり申し
上げたいと思ひます。
すなわち現行府県制度のもとにおい
て、現行法のままの特別市制を実施す
ることはきわめて困難な問題がござい
まして、差しあたつては、大都市の実情
に即した事務配分によつて大都市問題
を解決したいと思ひるのでございします。
もつとも右の事務配分のみによつて
は、大都市問題は根本的に解決するも
のとは考えておりません。いわゆる特

別市問題につきましては、さらに根本
的に検討すべきものと考えております
が、これは、府県制度の根本的改革の
問題とあわせて解決すべきものと考
えております。従つて、大都市問題に
する差したつての二つの措置をとつ
たのでございします。一つは、地方制度
調査会の答申に基きまして、指定都市
制度を設けて事務配分を行ふこと、も
う一つは、特別市の規定を削除するこ
とといたしたのでございします。さよう
御了承を願ひたいと思ひます。

○森下政一君 今の大臣の最後の御
答弁を納得するわけじゃありません
が、現段階においては、自治庁として
はそうお答えになるより答えようがな
いといふことだけは、私は了解するこ
とができます。そういう意味におい
て、ひとまず午前中からの大都市並び
に特別市の問題の質疑に対して、一応
の、今日のところ終止符を打つておこ
う、こう思ひます。ところで、そう
なつてくると、今度の地方自治法の改
正の中で大都市に関する特別法です
な。いわゆる十六項目の事務移譲という問
題が非常にまた大きく取り上げられな
ければならぬと私は思ひます。こと
に特別市の制度が全面的に抹消され、
その代償のような感じを与えておるわ
けなんです、これは、この法文の上で体
裁よく委譲するかのごとくうたうとい
うだけでなしに、真実全面的にこれを
委譲する、自治庁側のお答えを聞いて
おると、原則として全面委譲だとい
うことを言われるけれども、厳密に言
えば、法文の上にも私はその点あいま
い、問題の将来に残している、ま
たそこで、五大府県と五大指定市の力
の関係で、どちらの陳情が勝つかとい

うことによつて、十六項目が府県側に
十項目まで留保せられ、六項目だけ指
定市側に委譲するといふようなことが
ないとも限らぬという危険を感じる。
そんなつたものでは、特別市なんとい
うのはもう問題にならなくなつてしま
うというだけであつて、実際指定市の行政
の運営というものに、市民の便益とい
うような結果が招来されぬとも限ら
ぬ、こう思ひます。そこで小林さ
ん、これは私の個人的なあなたに對す
る質疑ですが、自治庁側の意見を一つ
率直に述べてもらいたいのですが、二
百五十二条の十九というものが今度新
しく挿入された。そこで、そこに書いて
ある文句をこういふふうにしてもらえ
ば、一切の将来の紛争がなくなつて、
事がきわめて明瞭になると思ひます。
あなたが得心すれば、私は自由民
主党の諸君に頼んで、こうなること
によつて非常に明瞭になるのだとい
うのを納得してもらつて、修正してもら
いたいと思ひます。と、修正してら
うのは、二百五十二条の十九に、「政令
で指定する人口五十万以上の市(以下「指
定都市」といふ)。」又は指定都市の市長
若しくは指定都市の委員会その他の機
関は、左に掲げる事務の都道府県又
は都道府県知事若しくは都道府県の委
員会その他の機関が法律又はこれに基
く政令の定めるところにより処理し又
は管理し及び執行することとされてい
るものの全部」とあるものを、「され
てゐるもの」それからその次の「の全
部又は一部で政令で定めるもの」を
削つて、よろしいか、「されてゐるも
の」を、政令で定めるところにより、処
理し又は管理し及び執行することがで

るべき、今の府県制における立場で

は、指定都市という形でまず問題が処
理されたということになる。それで
しょう。そうしてあとの問題は、地方自
治制度の根本的な改革からいって、問
題が起り得るとすれば起り得る可能性
があるというだけのことであつて、現
在の府県の立場からすれば、特別市と
いうものは積極的に否定されたのだ、
こういう意味合いに私はならうかと思
うのですが、大臣いかがです。もうあ
いまいにしておかない方がいいです
よ。はつきり所信をお述べ願いたい。

○國務大臣(太田正孝君) その通りで
ございします。今否定したというのは、
削った意味はそういう意味でございま
す。
○委員長(松岡平市君) ちょっと速記
をとめて。
午後二時二十八分速記中止
午後二時五十九分速記開始
○委員長(松岡平市君) 速記を起し
て。

先ほど来、特別市の本法案における
削除、特別市の規定の削除の問題につ
いての質疑応答を委員長として聞いて
おりまして、政府の答弁が政府委員あ
るいは次官、大臣、大ぜいでお答えに
なつた関係上、徹底いたしておられま
せん。この機会に、よく徹底的な最後
的な御答弁を大臣からしていただきたい
と思ひます。

○國務大臣(太田正孝君) 政府側の答
弁が区々にわたつたことと、感じを皆様
方に与えましたことは、私のまことに
恐縮するところでございます。今、委
員長のお言葉もありまして、ここに
政府の答弁を統一して、はつきり申し
上げたいと思ひます。
すなわち現行府県制度のもとにおい
て、現行法のままの特別市制を実施す
ることはきわめて困難な問題がござい
まして、差しあたつては、大都市の実情
に即した事務配分によつて大都市問題
を解決したいと思ひるのでございします。
もつとも右の事務配分のみによつて
は、大都市問題は根本的に解決するも
のとは考えておりません。いわゆる特

「もう一ぺん申しませんが、末尾の方です。」「執行することとされているもの、その次の「の全部又は一部で政令で定めるもの」、これを除いて、それから「政令で定めるところにより、」を削って「処理し又は管理し及び執行することができ」と、こう修正すれば、政令の内容が何だかわからないという問題はなくちやう。よろしいですか、法文の上できわめて明確に、この十六項目というものが指定市に委譲されるということになる。大体そうしたいという腹なんだから、あなたの方腹は。将来に紛議を残さない、あいまいではよくないというこのため、これだけのことをやって、そのかわり特別市を抹消し、大都市制度といつたものに対する一応の解決がこれで与えることができるのだ、将来の紛議をなくすることができ、こうおっしゃれば私は納得できる。自治庁がそういう同じ見解を持っていれば、私は、十六項目一つ一つについて、これは指定都市に移るのですかというような論議をかわすことなく、全体として委譲されるのだということを信頼して、自由民主党の方に、こういうように修正するから、納得して下さいと頼んで、これは全部同意されると思います。そういうような、法律があいまいなことがきつかけになって、残される紛争というものを抹消したいと思ひますが、どうですか、御同意願えませんか。

○政府委員(小林三三三) 今の問題は、これはごもっともな御議論だと思ひます。それで、ただこの問題は、「全部又は一部で政令で定めるもの」を、政令で定めるところにより、こういう問題でございしますが、これは立法論の問題になります。もしやるとすれば、「政令で定めるところにより、」これはいいと思ひます。読みかえその他の規定の必要から、これは技術的問題を申し上げるのでありますが、結局問題は、ここに書いた事務が百パーセントおろすかおろさぬかという問題で、百パーセントおろすというところに法律がきまれば、それで問題は全部解決します。ただ、ここで一部残っておりまして、これはわれわれといたしましては、もう基本的な方針はその通りにやらねばならぬと考えておりますが、何分にもいろいろな事務がございまして、一部のものは、どうしてもやはり府県というものの統一的な事務処理の立場上、残すものがあるのじやないか。そこで、それはできるだけ減らすべきだというような基本的な考え方で、現在多少議論になっている問題点が実はあるわけです。その議論になつていて問題点として、どういふものがあるかというのを一応お聞き取り願ひまして、私もどういたしまして、なるべくこの大都市制度の趣旨にかんがみて、できるだけおろすようにしたい、しかし、これにつきましても、各省の問題その他の問題がありまして、なお話を進めてみたい、こう考えているわけでありまして、そのことの一つの例を申し上げます。とすると、市の利益をえて処理をしようとする、市の利益をえて処理をしようとする、これも判断の問題がありまして、たとえば伝染病予防法の事務は、先ほど仰せられました通り、伝染病予防法についての実施に関する事務は、これはもう全部市にやらすべきで

ありますが、普通の伝染病が発生して、予防注射、これは当り前な話で、その他検査をやつたり、ある程度の交通遮断をやつたり、そういうような事務は、当然市にやらしていいのであります。この現行法を見ますと、伝染病の疑似症が出た場合に、伝染病予防法の全部または一部の規定を適用するかせぬかというような事務が一応知事の権限としてあげられたわけです。まあ実際問題は、ほとんどの問題は今までも例がないのです。法律上そういう規定がある。そうすると、伝染病予防法を適用するかせぬかという問題になれば、これはむしろ一般的に考えていいんじゃないかと、こういふまあ問題がありまして、こういふ問題は、これは府県の事務として残すのが適当じゃないだろうか。この判断の問題は別問題です。

それから、たとえば検査の仕事も、市内の検査はもちろん当然市にやらせなければいけません。列車の検査とかそういうものがこれはあるわけですが、列車の検査などというものは、実際問題については列車当局がやっております。地方団体は普通はあまりやりませんが、法律上はあつたから、そういうものは建前上、これはやっぱり県にそのまゝやっておいた方がよくないかと、こういふ問題点が多少あるわけですが、きわめて少い問題ですが、それ以外の仕事はもうもちろん全部おろすつもりであります。そういう問題が一つ。

それからもう一つは、府県全般にわたる統一な基準のようなのは残すべきじゃないかという議論があるわけですが、基準は結局一本で、あとの執行事務はもう全部おろしますが、基準は、まあ市の特事情というふうなものもありまして、そういうものは一本でもいいんじゃないかというのを考えられております。たとえば食品衛生法とか営業三法というふうに、この基準を条例で定めるという問題がございまして、この基準はもう一本でいいんじゃないか。それに基く許可とか、認可とか、検査とか、そういう仕事はもう全部全部おろします。そういう問題が一つ基本になつております。しかし、これもよろしうもたらうかどうかという強い意見があり、これは当然残すべきだという意見が、これはあるわけでございます。われわれは、今問題になつていて、できたところから方向にこちらとしては持つていきたいと思ひますが、そういう問題が一つある。

それからもう一つは、府県を通じて一つの組織機関で足る事務があるのじやないか。つまり市部と都部に別々の機関を作る必要がなしに、府県一本で、一つあれば済む施設のものをお互にわづ二つに分けるのは、こういふ際に一体適当だろうか、こういふ問題の例として、民生委員審査会というものがあつたわけですが、これは、民生委員法のものについて、われわれは、自治庁の立場から言われば、あんな仕事を全部市町村におろしていいという、基本的にはこれは考えておるわけですが、民生委員の任命権が実は厚生大臣の権限になつておりました、その任命をするために下で推薦をし、そいつを県段階で審査をして、そして厚生省に行きます。一々民生委員のことはわかるものではありせんから、しかし、その制度の基本的な問題は、われわれとして根本的に解決してもらいたい、今日の段階で事務配分を考えると、一つで済むもの、おまけにこれは市民に対して直接事務を処理する問題じゃないに、役所の内部の仕事なんだから、こういふものは一つでもいいんじゃないかという議論があるので、こういふものもまあおろすべしという議論も、これは両方あります。

うものは府県に残しておく方が適当じゃないだろうかというふうな実は問題点があるわけでございます。大体系いう問題点が幾つか、今一応申し上げたようなことが残っております。こいつをさらに終局的にどうするかという議論が、私きわめて正直な話を申し上げているわけであります、私はもうできるだけおろす方向に、われわれとしても考えて行きたい。しかし、これにつきましては、各省の意見なり、その他各方面の意見を調整する必要があるんです、なおいましばらく御猶予をお願いしたいのであります。それ以外は、ここに書いてあります法律は、ですからもう百パーセントおろす事務が大半なのであります。今申しましたのは、ここに書いてある一つの法律の中の、またある一つの特例な事務とお考え願つていいのでございまして、いやしくも市民に直接して、実施、施行せんならぬような仕事は、これは当然におろすものであるという基本的な考えでいるのでございます。

○森下政一君　先刻私は、今度の改正法の二百五十二条の十九、こういふふうに修正してもらいたいということに同意されるかということを申し上げたが、その次に、もう一つ付け加えておきたいと思うことは、一番末尾に「処理し又は管理し及び執行する」で打ち切つて、「ことが出来る。」という文句も削つた方がはつきりすると思う。そういふふうに私は思う。

さて今、あなたの全面的に委譲したいと思っているけれども、多少問題があると、考慮を要するのじゃないかと思うとしてあげられたことは、市の区域を超えて処理しなければならぬとこ

ろの事務、それから府県全般に亘る統一的な基準の設定に關するところの事務、府県を通じて一つの施設または機關をもつて足りる事務、その他に特別な理由によつて府県またはその機關をして処理せしめることを適當とするもの、この四つの例をおあげになった。

その題目だけを、四項目うたったものを見ると、いかにももつともであるように聞こえるんですね。まことに妥当だといふうちに、響くのは響く。しかしながら、これは結局一つの抽象論としてはいかにも合理的で、一応もつともで、府県側に保留しておいて差しつかえがないんじゃないかというふうな印象を与えますけれども、さてこの中の、今、例示されたいわゆる十六項目の事務それぞれについて具体的に適用して見ますと、その事務が決して府県に保留すべき事務でないということが、私はむしろ明らかにのじゃないか。抽象的な言葉としてはですよ。理論としては、あなたの言われたことがいかにももつとものように聞えるけれども、さて具体

的に、その一つ一つの事務がほんとうに府県に残さなければならぬものだろうか。実際問題はどうなんだと、抽象論でなくて、実際問題はどうなんだと、こう検討してみると、私は、一つも府県に留保しなければならぬという妥当性というものを納得して得心することができぬ、こういふふうに思ふのです。だから、非常に言葉は悪いが、抽象論でごまかされては困る。そ

んなことにごまかしを言われたのでは、これはもう指定都市がたまつたものじゃない。特別都市という制度を法文の上で抹消されて、市制の合理的な運営を実際に行わしめるよう

に、事務のこれこれの委譲をするんだ。数えてみれば十六項目もあるんだ、これで得心せぬのが悪いというふうに一応思われるけれども、やはり府県側に留保しておきたいものがあるが、留保しておきたいものは、その題目として言われると、いかにももつと

ものように響く。響くけれども、具体的に一つ一つの事務を取り上げてみると、決してそうじゃない。むしろ指定市に委譲すべきものじゃないかというふうに私は思えるのです。そこで一つ、私の言うことをお聞きとお願いしたいのですが、市の区域をこえて一体的にしなければならぬ仕事、市をこえた区域を持つている府県がそれを処理するということとは当然だということに一応響くのです。一応そういうふうに響くのです。そうすると、その意味で、あなたの読み上げられた市の区域をこえて処理しなければならぬ事務は、府県に残して置くのが原則としては正しい、こういうふうに考えられやすいのです。ところがその市の区域をこえて

処理しなければならぬ事務として、あなたが例示されたものがそれに果して当るだらうかということを検討してみると、必ずしも当っていないと私は思うのです。

伝染病流行、もしくは流行のおそれのあるときに、その伝染病の疑似性に對して、伝染病予防法の全部または一部の規定を適用すること、これが市の区域をこえて処理しなければならぬ

い事務として、府県に残されるという
ことになるわけですが、しかしなが
ら、この伝染病の疑似性が発生し
たときに、これを検定するのは、医師
の届出によりまして、第一に指定市

持っており、運営しておるところの保健所がやるのです、実際は。第一に市の保健所がこれを扱うのです。それから市の伝染病院、これが扱う。そしてその判定に基いて伝染病予防法の適用が決定されるということになりますので、どこまでも第一線のつかかりの

仕事というものは指定市がやっておる。現実にはそうなんです。それでよろ。具体的にそうなんです。だから、市の機関で決定すれば、それによって直ちに処置を講ずることがむしろ必要なことであって、さらに府県の機関を経て、知事の決定を受けることは、いたずらに二重の手続によって事柄の処断を遷延せしめ、遅延せしめるだけであって、何の役に立たない。私は大阪の出身であるので、大阪のことを申して恐縮であります。現に大阪市では、この制度のために大へんな被害を受けました苦い経験を持っております。それは、昭和二十二年に発しんチフス発生の際に、市側の方が患者発見と同時に検定して、伝染病予防法の適

用を受けたのに対して、府側の決定が遅延したために、三千人以上に上るところの流行を見るに至つたといふうな苦い経験を経験しておるのです。第一線に、本当の仕事をしておる市が何もかも決定して、処置ができるというのなら、被害を最も少い範囲にとどめて、市民の不安を一掃することができたはずのものが、その決定がおくれたために、二重の手続を必要とすること

のために、実質的な被害をこうむったという苦い経験を持つておるといふうなことに考えてみると、抽象的な理論として、文言としてうたと、市の区域をこえて処理しなければならぬ事

務といへば、それは府県に残しておいて担当するのが当然だといふふうに響くけれども、実際具體的に、どこどのやういふ機關がその仕事をやっているのかといへば、市の機關なんです。だから、ちつとも實際問題としてはこれを府県に留保しておかなければならぬと

いうふうなことは必要がないものだ。こういふふうに考えるのです。それから、ただいまやはり例示された中に、伝染病が流行し、または流行のおそれがある場合に、船舶だとか、あるいは汽車の中の検疫というような事務があるのとおっしゃいましたが、それを府県に留保すべき事務であるとされるのは、事務の実際を御存じないから、そういうふうな抽象論が出てくるんだと私は思うのです。なるほど交通機関は市の区域に限っております。市の区域をさらにまたいで、交通機関というものは発達しておるのです。府県の区域に限定されておるといふわけのものではない。さらにそれをこえておる。それはない。さらにそれをこえておる。それと同じことで、程度の差というだけの間

題である。しかし、その問題は交通機関ではなくて、その検疫消毒、これなんです、問題は。交通機関そのものではなくて、その消毒あるいは検疫ということが問題になる。検疫消毒というものは、港や停車場や車庫、操車場などの一定の場所で行われるのであります。区域との関係はありません。実際に区域との関係はないのです。しかかも、実施する機関はだれがやっている

のかといえ、指定市、いわゆる市の保健所がやっているのです。市の運営をしている保健所がやるのです。検査を実施すべきかどうかは、各地相互間の連絡ができます。その点では、全国的な

連絡が必要であります、直接の現場に連絡がある方がよいので、この事務を府県に留保しておいて、指定都市に委譲できないという理由にはならない。委譲した方が、その現場で仕事をやる機関との連絡さえあればいいのであって、ちつとも私は実際問題は、府県に留保しなければならぬという理由にはみじんもないと思ふ。あなたの言われるように、どうしてもそこに問題が残るなどというように解釈できない。

それから第二番目には、あなたは今、府県の全般にわたる統一の基準の設定に関する事務というものをあげられたのです。府県の全般にわたる統一の基準の設定に関する事務という、これも文句の上では、抽象論としては一応合理的だといふふうに考えられると思ふのであります。一応正しいように響くのです。しかし問題は、府県全体を通じて統一の必要のある基準というのはいくらもありません。府県全体を通じて統一の必要のある基準というものは、一体どういふことであるのか。今あなたの方のおっしゃるのは、結局飲食店等の食品衛生法による許可、営業の基準の決定、これは食品衛生法で定められていると思ふのですが、それから旅館、興行場及び公衆浴場の衛生条件に対する基準条例を定めること、こういうことを例としてあげておきますが、これらは果して実際問題として府県に残さなければならぬものであろうか。これは説明としては、すでに基準がきまつていたのだから、わざわざ分けてきめなくてもよいというふうな便宜論的な説明もおそらく行われるだらうと思ふのです。ところ

が、これらの基準は、実は厚生省の定めるところの全国的な国家の最低基準に基いて、地方で状況に応じた基準をきめるための制度でありまして、府県を単位にしたのは便宜の問題にすぎない。国家的最低基準である実質を失われない限りにおきましては、適当な区域を考へて何ら差しつかえがない。県内に全部を通じて統一しなければならぬ理由にはみじんも私はないと思ふ。全国的基準を下らない限りにおきましては、農山漁村とあるいは大都市と、生活環境の異なるに従つて、その基準がむしろおのおの異なる方が正しいと思ふ。現にあるからそのまゝというの、一つの便宜論にすぎないものであつて、取るに足らないところの議論である、こゝろ申し上げても過言ではないと思ふ。衛生取締りの仕事は、市の保健所の仕事になっております。基準の決定が府県に留保されて、基準の維持が行われているかどうか調べる検査があるとして、市の検査に対する検査が行われることは、従来の例から明らかに、それを拒絶するわけにもいかず、実際は指定市の市民が非常な迷惑をこうむるといふことになる。許可権を市に与へても、府県が介入してくるおそれが多分にあるのです。大都市の事情に適した基準の決定、その適切な運用及び違反に対する処置と一貫せしむべきでありまして、これがなければ、現状と変りないおそれがあるといふふうにさへ思ふ。だから、実際問題から考へてみますと、これを指定市に委譲して何にも私は不都合がない、こゝろいふに思ふ。

それから第三に、今あなたのおおげになったのは、府県を通じて一つの施設または機関をもつて足りる事務である。府県を通じて一つの施設があればいい、一つの機関があれば足りる事務、これは府県に残しておいていいのではないか、こゝろ言われる。これも一応聞きますと、その響きももつともな基準のようでありまして、ありますが、単なる現状の便宜で制度の問題を片付けるといふわけにはいかない。市に委譲すべき事務権限は、委譲すればそれでよいので、それに施設、機関が必要なら設置すればいいということになる。施設や機関から権限をきめるといふ考え方は、逆な行き方だと私は思ふのです。民生委員審議会の設置、身体障害者更生相談所の設置は、いずれも私は市に譲つていいと思ふ。民生委員審議会は、現に大都市におきましては、大都市の区と市の二重の推薦機関を経まして、府県の審議会に行くものであつて、府県審議会の実質は經由機関にすぎないのです。また、市内の委員の数も、各都市ともに指定都市におきましては千をこえておる。二重で、どちらか要らないとするならば、社会福祉の実施機関である市にまゐつた方がむしろ便宜だといふことが出来る。身体障害者更生相談所は、一般福祉行政の専門部門にすぎないのであります。一般福祉行政を実施する市にまゐる方がむしろ妥当といふことが言える。その方がよいと言つても過言ではありません。府県に一カ所足りるというわけのものではなく、多々あります。今の種類のものではありません。現在、財政上その他の理由から一カ所しか設けられておらないけれども、この機関

を通じて行使される権限までも府県に留保しなければならぬというの、私はむしろ本末転倒の議論だといふふうに考へるのであります。それから最後に、その他特別な理由によつて、政府またはその機関をして処理せしめることが必要とするといふふうなものが考へられる。これは特別な理由があれば当然であります。これは特別法または身体障害者福祉法等についての特例の裁決または不服の申し立てを例におあげになりましたが、これは処分執行者である市でなく、準司法的な決定機関である当事者の上に、第三者としての府県に残してもよい。しかし実際には、市において第一線の機関と本庁機関が分れておりまして、行政の仕事の本質から見て、市に移しても実際の弊害は何らないもの、こゝろいふに考へられる。こゝろいふに、実際の問題を一つ一つ取り上げてみますと、あなたが例示された四つの、いかにも抽象的には原則として差しつかえがないように響くもので、具体的な内容を調べてみると、むしろ市に移して一向差しつかえないじゃないか。むしろその方が便宜じゃないかといふふうに考へられるものが多し。だから私は、今後あなたの方が非常に苦勞をして各省と折衝されて、政令の内容についていろいろな努力をされなければならぬし、また同時に、もう必ず私の予想して、事実上現れしてくると思ふことは、政令でその全部もしくはその一部といふものがきまるのだといふことになる、この法律が通りまして、指定都市所在府県とそれから指定都市と、この両者の間に陳情合戦です。そしてそのどちらにウ

エートを自民党が置くかということによつて、この政令の内容が左右されるということになると、いゝわんや指定都市によつて特別市といふものが法文の上で抹消されて、その実をせめてとりたいと思つておるのだから、この十六項目の事務委譲については、それは命をかけて争うのじゃないかといふことを考へる。この国会の会期を終つた瞬間から、あなた方は非常な陳情合戦に直面されて、苦勞されなければならぬ。同時に、国民の側から見ますと、これはにがにがしいことなんです、そんなことが展開されることは。だから、法律の上で明確にその争いが起らぬようにしてやりたい。私はもう、あなたの方にぜひ同意してもらつて、自民党の多数の諸君の同意を得て、実際問題としてちつとも差しつかえないのだ。原則として、全項目を委譲したいというのが政府の腹なんだから、争いのないように、法律で明確にしてほしいといふことを訴へざるを得ないので。おそろく自民党の良識を持った諸君は同調してくるに違いないと、私確信を持っておる。どうですか、私の言ふことは納得してもらへぬですか。○政府委員(小林三三三) まあ法律の修正の問題になれば、その私がとかかく申すわけに参りませんが、事務委譲の基本的な精神におきましては、森下委員と私は考へ方が基本的に一致しておるのでございまして、できるだけそのうい趣旨に従つて事を進めたい。こゝろいふに存じております。ただ、まあ今いろいろ具体的な例もお話がありました、まあ私が申し上げましたように、これも抽象的に言うだけではない、私もすべての問題を具体

認可とか、承認とかいう処分は、これはもう全部おろすべしというのがわれわれの考えでございます。そういう方向で事をまとめたとい、特に建築基準行政はほかの市じゃ、たゞいま現にやつておるものを、わざわざ法律まで作つた特別の市で、そこにリザーブをつけるといふことは、私は必ずしも適当だとは考えておらぬのでございまして、そういう御趣旨の方で問題を進めたいと、こゝろふに考えております。

○森下政一君 私は、たまたま建築基準行政の実施に關する事務を例に引いたのですが、それらも先刻申しますように、現に指定都市の中でも、横浜とか神戸では解決のついでに問題だから、これは同じようになりまして、言明をしてほしいくらいだ。言明ができてくなくては、やはり都市計画の仕事と一緒にやらねばいかぬとか何とかいろいろおっしゃると、今度本委員会に付託されております地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に關する法律案の一部を修正してでも明瞭にしたいというふうな考えを持たざるを得ないということになつてくるわけですね。だからこれは、たまたま今それを例に取り上げたのだが、これはもう必ず指定都市には、兵庫におけるがごとく、神奈川におけるがごとく、すなわち横浜や神戸が実施していると同じようにさせますと言明ができるかどうか、一々確めていきたくありません。

○政府委員(小林興三次君) 今、全部の事務についてそうやるという言明と、言ひ方の問題でございしますが、それは政令を具体的にきめなければ、

そこまで私も申しかねますが、先ほど申しました通り、原則としておろして、残すものについて、さつきまあかりに四つ申し上げたわけでございます。四つにつきましても、考えておるものを申し上げたわけでございます。それ以外のも、これは全部おろすつもりでございます。それでございしますから、基準とか何とか、都市計画とか区画整理などの問題に關連する問題は、われわれといたしましては、十分におろすという前提で、ものを考えておるわけでございます。

○森下政一君 私は、さらに地方自治法が審議される機会があると思ひますが、あなたがあつた程度まで、あなたが大臣でもある程度まで、私どもが納得ができる言質という、言葉は語弊があるかもしれないけれども、信頼をかけていいという御言明のあるまでは、執拗に食い下つて、この問題を論議せざるを得ないのです。特別市を抹消されて、そのかわり實際問題として解決すると、実際にこの事務を委託する暫定的な措置としては、これで大都市の運営ということに解決を与え、こゝろ言明しておいて、しかもその点がいまいだなんというところになつたら、これはあなた、さうでございしますか、ごもつともですなと言つておられな。實際あなた、立場をかえて議員になつてごらんない。われわれの立場に、どうお考えになりますか。いかげんに、ちゃんぽんぽんに聞いておつて、ごもつともでございしますと言つて引き下るわけにいかぬ。

○國務大臣(本田正孝君) たゞいまの事務委員の問題につきましては、政令といたしましてのものを御審議を願つた結果法律になる、そのときに、もうすぐ出したいという考えで、しかも私は、参議院の審議になる前にやれということを言つたほどでございしますが、ときといたしましては、今国会中の終りまでには必ずこれを作り上げて、陳情等の余地のないようにするつもりでございます。さらに申し上げるのは、その四項目を申し上げましたが、この以外に問題を残しておるわけではございませんので、その四項目について、抽象的に書けばこゝろ見えるが、實際はこゝろだという、森下委員のお話も、そのまゝ私は今交渉中の各関係方面に伝えまして、御審議のしまいのころまでには、しつかりきまると思つております。これは、私からはつきり、少くも政令案は今国会中に案としては作つておくと申し上げておく次第でございます。

○森下政一君 どうでしょう、大臣、大体きまつた政令を急いでもらつて、こゝで言明してもらつてからこれを議決することにしたら、私ども納得づくでこれを討論採決するということにしてもらふと、安心して採決に応じますか。

○國務大臣(本田正孝君) もちろん私の動かしおる方面と各方面とが話し合ひがつかなければなりませんので、私は最も急いでおる方でございます。その点はどうぞ御了承願ひたいと思ひますが、私は一人でやるつもりじゃございせんので、その私の気持というるか、心意気というるか、私は森下委員の御意見に、気持は大体全部おろすよりはかかないと、こゝろ思つておりますが、どういふ理屈があるか、今聞いて

おる最中でございまして、しかも問題は収縮して、四つになつておるのでございしますから、非常に範囲も狭くなつております。

○松澤兼人君 関係方面の意見を聞くなどと言ふと、何だか昔のようなんですけれども、そういうことじゃないと思ふのですけれども、それですから、もしはつきりしなければ、この委員会へ各省の責任者を呼んで、われわれは念を押さなければならぬ。きれいなことを書いておるけれども、実はこゝろなんだといつてまた言われたら大へなことです。その責任はもろろん大臣がおとりになつて、この四つ以外のことは全部解決済みであると考へてよろしいですか。各省からだれが出てきて、問題がないんですか。

○國務大臣(本田正孝君) 私の今知つてゐる各省からの問題は、四つしかありません。今知つてゐる問題はそれでございます。

○松澤兼人君 これは、今の四つ、こゝろ見てみましても、みんな厚生関係ですね。

○國務大臣(本田正孝君) 建築では……。

○政府委員(小林興三次君) これは、大臣がおつしやいました通り、政府部内の意見をまとめた、今現にまとめておる最中でございします。まとめて、その結果を代表して、自治庁の方から御報告申し上げさせていただきますと思ひます。

○松澤兼人君 数日中にそれができるとですか。三日のぎりぎりなんといつたつて、これは困りますよ。

○政府委員(小林興三次君) それはできると思ひます。

○松澤兼人君 この案が、まあどういふ形になるかわかりませんが、もしも議決されるときに見通しがつきましたら、その際にあなたの方から御言明ありますか。

○政府委員(小林興三次君) そういう方に運びたいと思つております。

○小笠原三三男君 関連して、私もお尋ねしますが、この種の簡単な事務が「全部又は一部」といふことでなければならぬとされておる。しかるに、文教委員会の方にかかつておる教育行政の方の運営の法律案の方では、やはりこの二百五十二条の十九を引用しましてですね。教育委員会の権限は、都道府県教育委員会の権限と同等のものにして完璧に移してしまつておるようですが、さうですか、念のためにお尋ねします。

○政府委員(小林興三次君) 今おつしやいました通り、教育委員会の権限につきましても、指定都市に關する特例があつた法律案の中に入つておる。例がその法律案の中に入つておる。そして、「指定都市を包括する都道府県の教育委員会は、……指定都市の設置する学校の員費負担教職員の任免、給与の決定、休職及び懲戒に關す

る事務を当該指定都市の教育委員会に委任する」と、こういう形で、法律上当然委任という形をとっています。

○小笠原二三男君 それで、この一般的な新しい性格を持つ県としては、義務教育その他の教育水準の維持ということが、県の方の仕事になっていきますがね、これで見ると……ところが事態は、指定都市に関しては、全部委託してしまっているんですね。こういうことさえもやっている。すなわち市町村を包括する広域の地方公共団体たる都道府県は、教育水準の維持ということは重要な問題でしょうが、それでさえも、指定都市には全部移してしまっておる。

〔委員長退席、理事伊能芳雄君着席〕

全部移しているにもかかわらず、これくらいの簡単な事務が、「全部又は一部」ということでなければ移し得ないというようなのは、首尾一貫してないじゃないですか。あなたがさっき、市部と郡部との、何というか、均衡というか、連帯的な関係とかというように言いますが、教育の問題は、もつと包括的な広域な行政であつてしかるべきですよ。それでさえも全部は移して、指定都市には移しているのに、法の体裁として、この法の条文では「全部又は一部」という表現でなければならぬというのには、この別な今申し上げた角度からいっておかしいと思う。やはり森下さんがおっしゃるように、これは全部まかせられるような実体になるというところが正しいと思うのです。いかがですか。

○政府委員（小林興三次君） 今、教育事務につきましてお話がありました。これは、こと義務教育につきましても、百パーセント行くということではないのでありまして、給手の負担は府県に残るのであります。行くのは、任免、給手の決定、休職及び懲戒に関する実際の、現実の処分行為でございます。

○小笠原二三男君 そでだけじゃなくて、もつとあとの方も……

○政府委員（小林興三次君） もつとあとの方は、研修の事務が行きます。そこで、給手に関する条例とか、そういう手数の条例というものは、やはり府県で定めることになっております。そこが府県全般として、統一的に都部、市部を通じて教育費の負担等やろうという考え方にしていることと、この自治法の改正とは、互いに相談し合いながら、調子を合せて作っていく考えでございます。

○小笠原二三男君 そんなら、まだまだ質問がありますが、きょうは問題点だけあげておきますが、私立学校につきましては、教育委員会が、県であらうが市であらうが、所管していないのです。県一本で、私立学校審議会ですか、その事務局がやっています。指定都市という性格から言えは、大阪なら大阪市内にある私立学校について管轄する事務は市に移してもいいのじゃないか、こういう体裁から考えれば、何でそれを移されないのですか。義務教育の関係のものについてはかなりでなく、私立高等学校なども、市の教育委員会が管轄しているのですから、そういう意味でお尋ねしておきます。

○政府委員（小林興三次君） これは、もつともでございます。この教育委員会法の改正に伴う法律は、御承知の通り、今申しましたような教員の任免権などは、従来すべての市町村にあった、これを府県に統一する。しかし、五大市だけは、五大市の使命からかんがみて、そのままにしておこう、これは自治法とバランスを合せたのでござい

ます。そこで自治法は取りあえず十六項目を考えましたが、その場合も、教育委員会法とか、教科書法などを入れば、前の案で十八項目になって参るわけですが、その以外にもつとよろしいものがあるのじゃないかという結局御議論になると思います。私立学校だけでなしに、その他各方面の行政があり得るわけでございます。そこで、これはどの程度、どの辺までおろすかというところで、いろいろ御議論があったのですが、結局今度の改正法では、地方制度調査会の答申を基礎にして、ほんとうの市民生活に密着した、民生とか、保健衛生、あるいは建築関係の事務について、こういうことで調査会の答申もできてきましたので、今度は取りあえずそれにならう、こういうことで、中身を一応決定いたしましたのでございます。

○小笠原二三男君 それじゃ、もう一つ問題点としてあげたいことは、都道府県の事務として、高等学校というところが規定されておりますね、ここには、ところが市町村の方に高等学校はあるのです。どうしてこういうふうな、一般的に高等学校は県のものとして規定されているのですか。

○政府委員（小林興三次君） これは、第二條の問題になってくるのであります。○小笠原二三男君 それで、今度法案の扱いですが、教育委員会の関係のものがあるという特例的な法律で定められておりますが、教育の問題は地方自治としては固有の事務です。

〔理事伊能芳雄君退席、委員長着席〕

○小笠原二三男君 それで指定都市の特例法においてこの項に載せることの方があるいは本体のようにも思ふのですが、向うの法案が通れば、こちらへ入ってくるのですか、条文の整理では……

○政府委員（小林興三次君） これはいろいろ議論がありますが、教育を向うへ入れましたのは、向うの法律のままで問題が解決する建前になっておりますので……

○小笠原二三男君 それで私、委員長にお願いですが、この教育委員会の問題が全面的に指定都市の場合に内容として移っておる。それでこの問題について、われわれの委員会として十分これは審議しなければならぬと思ひます。この二百五十二條の十九では「都道府県知事若しくは都道府県の委員会その他の機関が法律」云々とあつて出ているのですから、教育委員会は一つのこの法で言う委員会ですから、この教育委員会行政が指定都市において、どういふふうに行われるように今の法案が出ているのか。どういふ考えを文部大臣は持っているのか、お尋ねしなければならぬ。これが従来申し上げておる連合審査をしてほしいという一つの理由でもあります。それで、多分理事会ではそういう話もあつたろうと思ふのですが、この扱いをどうするかというところは、委員長において、前にも一度やろうという話もあつたやうであります。この扱いについてお考えを願ひたい。で、もしもその扱いができれば、文部大臣にもいつかの過程においてはこの法案審議に出て来てもらいたい。そのことを私は抜き打ちはやりたい。そのことを私は抜き打ちでというところをお知らせする意味において申し上げておきます。何とかこの扱いについて考えていただきたい。

○小林興三次君 私二、三の問題を一つこの際お尋ねしておきたい。なお、先ほどの小笠原君から言われたこの私立学校の問題なども、私は指定都市に移していい、こういうふうな考えでおります。それから事務委譲の完全実施、こういう点についても私は森下君の意見に同感である。従つてこういうことについても政府が万全の措置をとるべしというところをまず申し上げておきます。

次の問題でありますが、私は今度の自治法の改正案が、前回の場合に比べて非常に退歩しておる、後退しておるということを遺憾に思っておるのであります。これは先ほど森下君から言われたように、与党というが、政府というが、地方の余儀なき陳情に負け、ほとんど無制限に後退した、こういうふうな思わざるを得ないのであります。政府が確固たる考えを持っておりやれば、かようなみじめな後退はあるまい、こういうふうな考えるのであります、その陳情に負ける、善悪にかかわらず陳情に負けると、こういうふうな態度は政府としても十分成すべきである、こういうふうな考へておるのであります。しかし政府は、この地方自治法の改正に当っては、地方自治の能率化あるいは簡素化と、こういうふうなことに大きな基本的な考へ方があり、また地方自治の経済化、こういうことに考へがあると思ふのであります。地方自治の経済化につきましても、私は現段階において大事なことは、地方議会について、ある程度の改正、規制を加えなければこの目的は達成できない。こういうふうな思つておるのであります。今回の改正では、その面について特に後退が顯著である、こういうことは私は非常に残念に思つておるのであります。それで、それについて私は太田長官に伺つておきたいのであります。一体地方議会の性格、また地方議員の性質、こういうものと国会とどういふふうに區別して考へられておられるか、こういうことをまず一つ伺つておきたい。

○國務大臣(太田正孝君) 地方議会と国会との相對關係、あるいは地方議会の議員と国会の議員の相對關係、私がいまに申し上げる段ではございませうが、地方議会に対して望ましいことは、国会の方でかくの非難があつたような点は、もう受け入れてもらふやうにしてもらいたいというところは私の率直な感じでございます。たとえば国会の方でたくさん委員会を設けるから、こつちの方も設けるとかいうような考へ方は、地域的に見ましても国会にならう必要はないと私は思つております。これはまあ見方でございますが、それから何としても国全体にかかる国会の立場と、地域的な地方議会とは、その取り扱ひ問題の本質からいつても、量からいつても違ひますから、それに應じた態度をとつてほしいと、まあ抽象的に申せばそういうことだらうと思ひます。

○小林武治君 私は長官のおっしゃつた通りだらうと思ふ。まあ国会、いわば國權の最高機關として、内閣も作れば、法律も作る、これと地方議会とは本質的な違ひがあると、こういうふうな思ひますので、待遇その他外面的に現れてくるものは、ほとんど国会は国会のまねをしておる。それが少しも不思議でないように世間で言われてゐることは私は非常にあやまちだと、こういうふうな思ひのであります。ことに今の給与の問題、あるいは常任委員会の問題、各種の問題がほとんど国会のまねをしておる。本質的に相違するものが、外形あるいはさういふいろいろの待遇等のことにおいて、全く国会に準じておるということは非常に大きなあやまちだと思ひます。こういうものをある程度是正しなければならぬといふふうな思ひのであります。ことに私は今常任委員会制度については、国会でもいろいろ問題がありますが、地方においては私は常任委員会制度の弊害がきつめて顯著である、こういうふうな思つておるのであります。常任委員会が縦の系統でできておるために執行機關に介入する、さうして理事者の仕事にまでこれが入つてゐる。ある市によれば市長が何人いるかわからぬ。議長も市長の仕事をしておるし、あるいは副議長までさういふことをしておる。あるいは常任委員長が同様な理事者の仕事をしておる、こういうふうなことでありまして、私は市政その他において非常な紊亂を來たしておる、こういうふうな思ひのであります。従ひまして、過般の改正案において、これらの縦の系統の常任委員会といふものを廃止するといふことは、私はきつめて適切な措置である。ある県は土木委員長が入れにも関与する。ほとんど入れの指名まで土木委員長がするといふふうな極端な例まで出て來ておるのであります。県知事と土木委員長とどつちが上席だと、陳情は土木委員長の方にした方が有利だと、こういうふうなことで現に行われておる。これを改めるには、常任委員会の制度をある程度是正しなければならぬと思ひのであります。遺憾ながら今度はまだ若干の数を制限したただけで、こういうことであつて、かようなことは今の地方行政の混亂といふものは救ふことができない。また地方行政の財政の膨脹といふものも、ここにある程度原因があるといふふうな思ひのであります。今回は自由党な

り、政府なりが地方議会のきつめて強力な陳情に負けて、そしてかようなものを出した。これはある程度やむを得ないかもしれませうが、この点については、將來、前の改正案に返るといふふうな御意向がないかどうかといふことを伺つておきます。

○國務大臣(太田正孝君) 国会と地方議会の關係については、根本的に、内閣を作るといふ国会の使命とは違つておるが、今回の改正が前の改正より後退したといふお言葉につきましては、私もきのう、比較する場合にそのことは申し上げたのでございしますが、たとえば今御指摘の横割に、從來のように事務別に分けていくのは、たとえば予算とか、決算とかいふふうなやつていくのがいいのじゃないかといふ問題は、国会の方に第一問題があるのだから、まして、ことに昔の議會制度をやめておる今日の國會制度におきまして、特におる今日國會制度といふものが確立されておる、その姿を地方の方にも移してゐるやうに思われるのでございします。今回は横割り、縦割り、どつちをとつてもいいといふ建前にいたしましたのでございしますが、まずこの点におきまして、地方議会の英知及び地方議会の自治精神によつてどういふ動きをするかといふことを見てからでないといふ私は申し上げられぬ。委員会の数の制限だけができた關係におきまして、同じような問題があるのじゃないか。実は漸を追つて進んでいくといふのでございしますが、將來縦割り、横割り、どつちか一本にしていくといふところまで踏み切つていくには、やはり地方議会の動きといふもの及びその訓練といふ

ものの結果判斷すべきものじゃないかと私は思ひます。

○小林武治君 今の常任委員会の問題は、前の改正案は五万以下の市あるいは町村にもこれを廃止する、私はまことに適切な措置だつたと思ひのであります。町村等におきましては、ことに常任委員会の弊害が多いといふことを聞いておるのであります。私は次の改正の機会には、一つ政府も思い切つて、町村などは常任委員会をおやめになつた方がいゝといふふうな今から注文を申し上げておきたいと思ひのであります。さうして、今回の改正におきましては数の制限をされたことも一つの意味があるのであります。ところが常任委員は一つしかやれない。ところが小さいところは四つしか常任委員会がないといふことになりました。現在におきましては、私はまことにけつこうな傾向だと思ひます。ある市町村等においては議員の定数をみづから減少しておる。これは私は一つのいい傾向だと思つております。たとえばある市において二十人の議員しかいない、こういうふうなものがあるのであります。非常に小さな委員会しかできない、こういうふうなことが言われておるのであります。委員会の数を制限すると同時に、私は議員の数のについても、こゝろの傾向を助長するための何らかの措置が政府においてとれないか、こゝろのことを考へますが、これはどうですか。

○政府委員(小林三三君) 常任委員会の、ちよつと私聞きそないしたか

憾なやり方であると思ひるのであります。そういうわけで、今の問題なども、わざわざまた政府が出しておらぬ限まで期末手当を出せるようなことをやつた、こういうふうなことであります。その点の考え方が非常に間違つていないかと、こういうふうに思ひます。さっきの話じゃないが、だまつてやつておつたものもあるし、やらぬものが多くあつたとすれば、これによつてまた一律にやるというふうな問題が起きてくると、きわめて遺憾な措置であると思ひますが、どうですか。

○政府委員(小林興三次君) 期末手当の性質は、今いろいろお話が出ました通り、やはりある程度勤務が非常に忙しくて、それで期末に特別に手当をやるような、そういう勤務の実態を基礎にしてこれは考えなくちゃならぬ問題にしたいと思います。それでまあ地方議会につきましては、これはいいか、悪いいかは別問題といたしまして、そういうふうには、むしろ勤務をしている所もあるから、おそらく出しておった所もあるだらうと思います。われわれといたします

しては、その点は地方と国会の運営とは違ふのじゃないか。特に国会の期末における、年度末における運営と違ふのじゃないかという議論も当然にあるのでございまして、あの規定は必ずしもわれわれは進んで入れた規定ではございませぬ。しかしまあ給与を法定をして、国の職員に準ずる建前をとる以上は、そうしたそれに似通つた実態にあるところも、これは事実上なきにしもあらずで、そういうところもございまして、規定の上だけは道を開いて行くよりしようがないのじゃないか。法律上これを禁止してしまふというのは、

これはいささか行き過ぎじゃないか、
 こういふ見解をとつたのでございま
 す。

それに相関連して、退職金の問題も、お話が出たのでありますが、退職金も、われわれは性質上非常勤の職員に對しては退職金を出すべきものじゃないという基本的な考え方をとっておりますから、禁止することにしたのでございまして、これも実はいろいろ議論が出まして、国会議員につきましては国会法に一応規定がある。まあ実際の実施はほかの法律に譲っておりますけれども、現実には法律が出ておらぬ以上は、われわれとしては、これはもう出すべきにあらずという見解である規定を設けたのでございます。地方は地方としての実情に即して考えなくちゃならぬが、やはりある程度中央の制度も参酌せざるを得ない。そこで中央の制度につきましても、地方の実情へのはね返りというものも考えまして、これはぜひやはり中央でもお考えを願うほかかならう、こういふ気もいたすのでございまして。

○小林武治君　今お話であります
が、期末手当などというものを書い
たら全部出るということはきまつて
る。あなたがいやで書いたところが、
結果においては全く同じで、その考
え方が、これは国会議員と地方議
会議員というものが、ある程度似
通つたような待遇その他を政府が
考へてゐるのじゃないか。これは
長官にあらためて申し上げたい
が、国会議員と地方議会の議員と
は、それは本質的に違つてゐる。
従つてこれらの給与等も、必ずし
も国会にならう必要はないのだと
いふふうに思ふのでありまして、

根本の考え方を持たなければ、これは適正な法律改正はできない、こういうふうに思うのでありまして、今のたとえば退職手当の問題なども、今度は規定がないかもしれませんが、これは將來またあなた方は出ているからと云つて出すか、こういうことはどうですか。

○政府委員(小林興三次君) 退職手当の問題は、今までの法律上の制限がなかったものですから、われわれは適当だとは考えておりませんでした。出してやったものがあるのは事実でございます。今後、今回の法律の改正によりまして、これはもう出せなくなりま。将来の問題につきましては、われわれとしては今出す考え方はもちろんありません。ただ、先ほども申し上げました通り、国会議員についても退職手当を出す立法が実現したならばどうするか、こういう問題があり得ると思いますが、それはそのときに、われわれとしても慎重に考えたい、こう思います。

○委員長(松岡平市君) ちよつと私から聞きますが、どうも小林委員の前提は、現在の国会議員と地方議会の議員とは本質的といひますか、ある程度相当違ふのだ、こゝういふことを前提に言つておられる。ところが小林政府委員の答弁は違ふといふことを認めておらぬ。大体をういふことで答弁がでてくる。たとえば今の退職金の問題でも、先ほどの御答弁を聞いておると、国会法に規定がある、支給するといふこと。ところが別な法律で支給しておらぬから地方議会の議員にも今度支給せぬといふ規定を作つた。そして国会法に規定されておるようか

で実施せられる場合は、そのときはまた別個の考慮を払う。すなわち国会議員に退職手当をやるようになったなら国会議員に退職手当をやるようになったら、どうすべきかを考える得ないものだと、どうするかは別だけれども、一応考慮はしななければならぬのだ、こういうことですね。小林委員の立つておられる前提をあなたは認めない。答弁ばかりしてお

られる。これはいつまでやってもそう
いう答弁では話にならぬと思うから、
先ほど長官が、その点は相当に違うと
御答弁になった点から一つ答弁をされ
るなり、あるいは長官が違うと言われ
たことは、自分はそうは思わぬという
ことで答弁していただきますと、い
つまでやってもこれはケリがつかぬと
思う。念のために、注意のため申し上
げておきます。

○國務大臣(太田正孝君) 小林行政部長の答えたことは、現実の問題を言っただけでございまして、国会、地方議會、国会議員、地方議會議員との違つておる点は、最初に小林委員に対して申し上げた通りでございます。ただ私の率直なる感じを申しますと、終戦後におきまして、やはり生活面に対する報酬等の考え方は一般的に変つてきたのじゃないか。つまり生きていくために必要な生活費というものは、その人の地位に相当したものがほしいといふ考え方と、最小限度の点がほしいといふ考え方とから組み合ひまして、国会議員に対して地方議會議員が、それより上であるという点では旧來の地方議會當時とは非常に違つてきておる。旧來におきましては名譽職的なものが多かった。また、給手を得る一般の自治体の役人にしては少なかつたのでございますが、だん

か、この善悪は別として、事實はそれと
じやないかと私は思うのでございま
す。従つて生活費の問題になります
と、旧來の官吏において、予算の残額
をもつてやるという考え方が、賞与制
度をとつておる今日におきましては、
旧來の予算の建前等も違つておるので
ございまして、こんな点から申せば、

年末手当という問題は起つてくるのじゃないか。実は昨年、暮の問題に占ましても、地方公務員の問題について私は考えさせられたのでございませうが、ただし議員そのものについての立場からいうと、私どもは年俸三千円時代を過してきたので、むしろ貨幣価値の点は違つておりますが、今日における国会議員の立場におきましても、また地方議会における建前におきましても、昔といひますか、古い制度のものも、今日の生活状況を考へていくことはできないと思ひます。しかし、それならば全部同じようにしていいかといふと、むしろ程度の問題があろうかと思ひますが、そこで非常に行き過ぎでもないかという考へのもとに、地方議会議員の給与等を下げるということと、実務としてなかなかむずかしいことでも、また相当考へた上でなければなりません。またかと思ひます。今、委員長へも御注意にありましたが、本質的に仕事上の分野が違つておるといふことは、はつきり部長の答弁のうちにも認めなければならぬことと思ひます。ただ松手関係につきましても、終戦後のことという民主主義的な傾向のもとに動いてきた立場から申しますと、私は率直にかように感じておる次第でございませう。

○小林武治君 何だかよくわからない。だんだんぼけてきてしまつておりますが、要するに今のこの期末手当などという規定を作るといふことは、私は適当でないといふふなことを考えておりますから、その点だけ申し上げておきます。

それから次に私は一つお尋ねしてきたいことは、地方の市長とか、町村長というものが他転を兼務する、この問題について政府の考え方を伺つておきたいのでありますが、現在の規定におきましては、今の当該地方団体と請負いをしてはならぬとか、あるいは主として請負いをする団体の役員になつてはいかぬ、こういうふうな規定だけあります。現実の問題として、私は今の市町村長といふよりなものは、お話を昔の名譽職の時代と違つて、全くその全部をその職務に捧げなければならぬ性格のものであるのでありまして、これがこの自治法の規定とは別に、他に常勤を要するような団体の役員をするといふようなことが一体いいことかどうか。私はこれは全部絶対に排除しなければならぬ、避けなければならぬ、こゝういふふうに思ひます。その点はどうか、今の規定では私は不十分だと思ふ。

○政府委員(小林興三次君) 今お話の通り、知事、市町村長は、これは議員と違ひまして、常勤を建前にすべき職であることは職務の性質上当然だろふと思ふのでございませう。ただ、これは今の公務員法では特別職といふ建前にして、いろいろ一般の公務員と違つた、規制のわりとフリーな立場になつております。なつておりますが、これは法律上の規制の問題でありまして、当然

専従の職務に従事すべきものは、専従の職務にそれぞれの責任において専念するのが私は当然の建前であらうと思ひます。そういうものが他に専従の職を兼ねていいかという問題になれば、私は実際の制度の趣旨というよりも、実際の道義的にも政治的にも、そういうことは兼ねることは私は決して適当だとは考えておりません。しかし今申しました通り、特別職としてそういう制約がございませんで、職務の許される限度で、かりにそういうことが行われたとすれば、それまで違法といふふうには言ひことはできがたいのじゃないか、こゝういふふうに考えるのでございませう。

○小林武治君 これが今の地方行政の建前からして不都合であるとするなら、法律を修正したら、直したらどうか。実はこれは某市の関係であります。一人の市長が他に専従を要する、あるいは職務をそのまま兼務している、これにつきまして、その地方の社会党の諸君から、これは不都合であるから自治庁の解釈を求め、こゝういふことがあつたのであります。こゝういふ法律解釈としてはやむを得ないといふふうなお話でそのまゝになつておる。これは地方においても相当な物議をかもし上る、こゝういふふうに思ふのであります。当然その市長の職務に差しつかえがあるといふふうな事態をそのまゝほうっておくといふことは、私は政府としてもきわめて怠慢である、こゝういふふうに思ふのであります。それがいけなないといふならお直しになつたらどうかと、かような、要するに主として請負いをする団体の役員などといふことでなくて、要するに他に

常勤を要するような職務と兼ねてはいけなない、こゝういふふうなように直したかどうかと思ひますが、この点は長官はどういふふうにお考えになりますか。

○國務大臣(本田正孝君) 将来におきましては、専従的なものにして、そしてほかの仕事に携わらぬという趣旨でいくべきものと思つております。

○小林武治君 将来じゃなくて、今困る。それでよろしいとおっしゃるなら、それでまた考え方があつて、こゝういふことはすべきでないといふなら、本人がこゝういふふうな道義的な責任を感じなければ、やはりある程度法制で定めるといふことは当然すべきことじゃないかと思ひます。

○國務大臣(本田正孝君) 結局、特別職全般にわたる問題でございまして、その踏み切りをしなければ、特別職はこゝうしなければならぬといふことを、原則を先にきめていかなければならぬのじゃないか、こゝう私は思ひます。

○小林武治君 特別職にもいろいろあるのであります。国会議員とか、そういうものを言つていろいろあります。その職務に専従するものが当然その職務の本質である、こゝういふふうなもの、その時間を当然だれが見ても避けなければならぬ、こゝういふふうなものを私は兼ねるといふことは適当でないと、こゝういふふうにお考えになりますか。

○國務大臣(本田正孝君) 小林部長から申し上げまして、私は補いをいたします。

○政府委員(小林興三次君) これは特別職でも、今お話しした通り常勤の建前にすべき職と、常勤の建前にすべきでない職と両方あるわけであつて、常勤の建前にする職は、今の建前は別にやまじい勤務時間だとか、何とか制限はございませぬけれども、当然その職務の遂行に必要な勤務をなすべきことは私は当然の次第であらうと思ひます。ただ、それですから、こゝういふ勤務に支障のあるような兼職をやれば、これはやはり適当でない。しかし今の建前はいろいろの段階もあり、専従を建前とする職務でも、自治体によつて多少ほかの仕事に従事して、また職務の執行の公正に影響のないようなことがあれば、それまで全部一律にいかぬといふものもいかにかと、これはその人の政治的な責任と判断で、運用で合理的に適正を期すべき次第ではなからうか、こゝういふふうにお考えはおる次第でございませう。

○小林武治君 今のは、当事者の常識があればこゝういふ問題は起きないので。しかし常識のない人には、何かこれを強要する方法を講じなければならぬ。これは国家としても当然の責任だと思ふのです。やむを得ないといふものは、町村長といふものはおそろくこれに専念する、こゝういふことを当然予期しておる。国会議員と理事者といふものは全く違ひ。従つて私は今のようもの、人気がなことを言つていかに無責任な態度だ、こゝういふふうに思ひます。この問題について政府がするつもりがなければ、また私も考える、こゝういふことに一応しておきますが、そのことを一つ、こゝういふ

ない職と両方あるわけであつて、常勤の建前にする職は、今の建前は別にやまじい勤務時間だとか、何とか制限はございませぬけれども、当然その職務の遂行に必要な勤務をなすべきことは私は当然の次第であらうと思ひます。ただ、それですから、こゝういふ勤務に支障のあるような兼職をやれば、これはやはり適当でない。しかし今の建前はいろいろの段階もあり、専従を建前とする職務でも、自治体によつて多少ほかの仕事に従事して、また職務の執行の公正に影響のないようなことがあれば、それまで全部一律にいかぬといふものもいかにかと、これはその人の政治的な責任と判断で、運用で合理的に適正を期すべき次第ではなからうか、こゝういふふうにお考えはおる次第でございませう。

○小林武治君 今のは、当事者の常識があればこゝういふ問題は起きないので。しかし常識のない人には、何かこれを強要する方法を講じなければならぬ。これは国家としても当然の責任だと思ふのです。やむを得ないといふものは、町村長といふものはおそろくこれに専念する、こゝういふことを当然予期しておる。国会議員と理事者といふものは全く違ひ。従つて私は今のようもの、人気がなことを言つていかに無責任な態度だ、こゝういふふうに思ひます。この問題について政府がするつもりがなければ、また私も考える、こゝういふことに一応しておきますが、そのことを一つ、こゝういふ

ることがあるといふことを念頭においてもらいたい。

次の問題は、私はこの恩給の通算の問題を一つ伺つておきたいのでありますが、今度国と都道府県の公務員の恩給通算、こゝういふことはまことにけつこひなことではあります。これについて、何か昭和二十三年以前にその任についた者に限ると、かような制限がついておられますか。

○政府委員(小林興三次君) そういうことは全然ございませぬ。今おっしゃいました二十三年の前のものならば、当然現在の恩給法でも大いの人はずながつておるはずであります。当時官吏の身分があつた者はそのまゝ恩給法はつながつておる。それ以後新しく府県吏員に採用された者について通算の必要があるのでございまして、むしろそのために作つたものでございませう。

○小林武治君 そりすると、その任についた期限に關係なしに、今後はこの規定が適用になる、こゝういふことですか。

○政府委員(小林興三次君) その通りです。

○小林武治君 それから都道府県の相互間の問題はこゝういふふうになりますか。

○政府委員(小林興三次君) 都道府県相互間も通算することにはいたしております。この通算は国家の公務員及び都道府県の公務員及び都道府県の相互の公務員並びに義務教育職員、これらの者の間は全部通算できるようになつております。

○小林武治君 この規定に都道府県相互間もできる、こゝういふふうに読めるようになつておりますか。

○政府委員小林興三次君）その通りでございます。これは都道府県は、第一項は恩給法に規定する公務員であつた者、または他の都道府県の退職年金及び退職一時金に関する条例の適用を受ける者が当該都道府県の退職年金条例の適用を受ける職員となつた場合、他の府県の者がこつちへ来た場合、こゝらいうふうに規定しております。

○小林武治君 都道府県と市町村との間には「努めなければならない」、こういうことになっておりますが、これはどういふ程度の要求をしておるののか、「努めなければならない」というのは。

○政府委員（小林興三次君）　そこで市町村の職員と恩給法あるいは都道府県員の公務員との間における退職年金の通算の問題につきましても、十分われわれ検討を進めたのでございます。特にこれ

は皆さんのお耳に入っておりましょ
うが、高等学校の職員についてその要望
が非常に強かったのでございまして、
われわれといたしましても、できるか
らのならそいう方向まで問題をはつき

りと解決したいと実は考えたのでござ
います。ところが實際は御承知のよう
に、市町村でありますと相互にいろい
ろ給与のレベルも必ずしも一致した
い、退職年金制度も非常にちがはで

ありまして、十年でもらう所もあるし、十七年でもらう所もある、そういうふうに土台が非常にちぐはぐであるので、これを法律で一緒にするということは無理だと思ひます。しかしなが

ら、実際に似かよったところで、支障のない範囲で、できるだけわれわれとしては通算措置を講ずるようにしたい、そういうことによつてできるが

将来恩給法とのつながりもつけたといふ基本的な考えなのであります。それでございしますから、せめてその趣旨が徹底するように、自主的にやれるきつかけと申しますか、強い法律の精神といふものを現わした方がよろう、あとはわれわれといたしまして一つ指導をいたしまして、できるだけ事情の似

かよったものは、こういう方向に踏み出すように指導いたしていききたい、こういうふうに考えております。

○小林武治君 「努めなければならぬな」といふことは非常に弱いといふか、そういう感じを持ちますが、これ

はもしやる場合には、都道府県と市町村が両方で条例を作ると、こういうことになりますか。

○政府委員（小林興三次君） その通りでございます。

○小林武治君　まあこの問題は、主として一つの都道府県内における市町村との関係がおもな問題であると思ひますが、その必要はもう非常に痛感しておる、一般職員についても言われてお

ります。たとえば市町村が県庁の役人をもらいたいということが現在では非常に多いのでありますが、これがほとんどできないということでありまして、私は同一都道府県内のこれらの間

題については、ある程度法律でもって規定されてしかるべきだ、こういうふうに思いますが、今後この扱いについては、何かそういうふうなお考えがありますか。

○政府委員（小林與三次君） 私は基本的に、今、小林委員のおっしゃいましたのと同じ考え方であります。できるだけそういう方向に持っていきたい

い。それは根本的には恩給法との通算の問題になりますが、恩給法の通算の問題になりますと、先ほど申しました通り、恩給は国のつまり官吏優先で、市町村には必ずしもその官吏に相当する制度もはつきりしておらない。それからもう一つは、大ていの場合、市町村の場合、上から下に一方的な異動が多いだろうと考えるのであります。市町

前には恩給の負担を、あまりめんどうな計算をするのは適当じゃないと思っておきまして、要するに最終退職時の負

担者が負担すべしという建前で割り切ろうという考えでおるわけでございます。その結果、今直ちに市町村にすべつとやるのは少しむりがあるのじゃないか。先ほど申しました土台になる

恩給制度、給与制度が必ずしも均衡がとれていない。そういう意味でまず暫定的に第一段階の府県相互のことを実施し、あとは一つ指導で、できるだけ基礎が統一できるような方向を準備し

ながら、これを実施いたしまして、第二段の問題としてさらに一步を踏み入りたい、こういう考えでございます。

○小林武治君　その点は一つ今後とも今後と政府で適當な措置をもう一度考えても

次に、自治庁長官は非常にお疲れの
ようであることにお気の毒であります
が、私は前の国会におきまして、今の
ような町村合併が進行した状態におい

ては、郡の整理をせひしてもらいたい、大臣も、できるだけ最近の機会においてこれをやると、こういうことをおっしゃっておられたのであります

が、これは何か進行しておりますかどうか。

○国務大臣（木田正孝君） 郡の問題は、今日まあだんん性格が弱いものになったといつてもいいでございましょう。一つの郡の中に一、二カ町村しかないようなものも生じておる状況でございしますが、なお選挙区の關係とか、あるいは経済団体連合会等の關係

もございまるので、その後の問題といたしましては、一般の制度を直すときに譲っておりまして、今回はこの点には触れておりませんでございます。

○小林武治君　今回触れておらぬことはお聞きするまでもなくわかっており

○政府委員(小林與三次君) 私からかかっています。今後どういふふうにお考えになりますか、なつておるかといふことを一つお尋ねいたします。

が、これは今、長官が申されました通り、われわれといたしましては、郡の問題も当然再検討すべきものだと思っております。特に町村合併が進みますので、一郡一市とか、一町村とかいろいろ

所も現にあるわけでございます。これはこのままでおくのはいかなものかと考えておるわけでございます。今の建前では、それぞれの府県が自主的に郡の編成が再編成できることには

なっておりまして、現に広島県でしたか、最近郡の境界変更をやつた所もありますが、しかしながら、おそらくは自主的にまかしておつた形では、この問題は合理的に進まぬのではないか。

もう一つは、根本的には郡の問題は長官が申されました通り、団体というよりも、単なる行政区画でもなし、いわば地理的名称ということになって

轄区域をきめたり、選挙区をきめたりするときに押える基礎になつておる。しかしながら、これは事実上経済団体その他の団体構成の基礎にもなつております。地方の財政経済運営の一つの基礎ですから、私はやはり単なる地理的な名称だけということではなしに、事実上その基礎になつておるのだから、

合併がそこまで進んだので、今その問題に取り組まぬといかぬということで、地方の郡の現状と申しますか、実情と申しますか、そういうものの調査の中でございます。そういうものの調査の調査の進捗の状況の問題でございます。

結果も待たましてこの問題を考へていきたい。場合によっては、あるいは郡の再編成などという問題になれば、地方制度調査会などの御意見も聞くべき問題ではないだろうかということを

が、われわれといたしましても、積極的にどりするという方向まできまつておりませんが、この問題は検討すべき時期にもうすでに達しておる、そういう

○委員長(松岡平市君) 暫時休憩いたします。

午後四時五十五分休憩

「休憩後開会に至らなかった」

.....

昭和三十一年五月二十八日印刷

昭和三十一年五月二十九日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局